

1 第2部 愛知目標の達成に向けたロードマップについて

2
3 第2部では、COP10において採択された愛知目標の達成を実現するために、生物多様性国家戦略
4 2012-2020第2部に掲げるわが国の13の国別目標について、その達成に向けて設定した主要行動目標
5 の取組状況及び関連指標群の動向を踏まえて達成状況を点検した結果を報告します。

6 なお、関連指標群については、平成25年9月までの数字をとりまとめています。

7 8 1. 戦略目標A関連

9
10 政府、地方自治体、事業者、民間団体、国民など多様な主体が、生物多様性の保全と持続可能な利
11 用の重要性を認識し、それぞれの行動に自発的に反映されることにより、生物多様性の損失の根本
12 原因に対処する。

13 政府、地方自治体、事業者、民間団体、国民など多様な主体が、生物多様性の保全と持続可能な利
14 用の重要性を認識し、それぞれの行動に自発的に反映する「生物多様性の社会における主流化」の達
15 成に向け、各種取組が進んでいます。

16 17 (1) 国別目標A - 1

18 遅くとも2020年までに、政府、地方自治体、事業者、民間団体、国民など多様な主体が、生物多
19 様性の保全と持続可能な利用の重要性を認識し、それぞれの行動に自発的に反映する「生物多様性
20 の社会における主流化」が達成され、生物多様性の損失の根本原因が多様な主体による行動により
21 軽減されている。

22
23 生物多様性の社会における主流化に向けて、関係府省のみならず、国連生物多様性の10年日本委
24 員会をはじめとする各種団体において、各主体間のパートナーシップによる生物多様性の普及啓発等
25 の取組が進んでいます。

26 地方レベルにおいても生物多様性地域戦略の策定が進むとともに、生物多様性自治体ネットワー
27 クの参加自治体数が増加するなど進展が見られます。

28 また、民間レベルにおいても民間参画パートナーシップの参加団体数が増加するとともに認証マー
29 クの取組事例が拡大するなど進捗がみられます。

30 生物多様性や生態系サービスの経済的な評価についても事例の蓄積や収集が進みつつあります。

31 しかし、2020年の目標達成には、単に「生物多様性」の言葉の認知度を高めるだけでなく、生物多
32 様性の保全と持続可能な利用の重要性が社会の常識となり、それを意思決定や行動に自主的につなげ
33 ていく「社会における主流化」が重要です。そのためには、生物多様性及び生態系サービスの経済的
34 な評価などによる可視化の取組を更に進め、政策や様々な主体の意思決定に反映していく必要があり
35 ます。

36 また、奨励措置による生物多様性への影響については、引き続き考慮していきます。

37 38 主要行動目標A - 1 - 1

39 生物多様性の広報・教育・普及啓発等を充実・強化する。

40 (環境省、外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)

1 愛知目標の達成に向けた各セクターの参加と連携による具体的な行動を推進することを目標に、有
2 識者、経済界、NPO・NGO、地方自治体、政府など多様な主体の参画を得て、平成23年9月に設
3 立された「国連生物多様性の10年日本委員会」(UNDB-J)において、生物多様性全国ミーティングや
4 地域セミナーの開催、推奨する連携事業の認定、推薦図書等の選定、「MY行動宣言」の実施など、各
5 主体間のパートナーシップによる生物多様性の普及啓発等の取組の充実、強化を図っています。

6 また、関係各省においてホームページを活用した生物多様性に関する広報活動を実施しているほか、
7 「子どもの水辺再発見プロジェクト」や「海辺の自然学校」など親子や児童を対象とした自然体験プ
8 ログラムを通じた環境教育や社会教育の推進、それらのプログラムの実践の場となる都市公園等や自
9 然との共生を考慮した学校施設の整備も進めています。

10 生物資源に関するアクセス及び利益配分を促進するため、説明会の実施や相談窓口による情報提供
11 も行っています。

12 さらに、生物多様性に配慮した農林水産物であることを表す「生きものマーク」の事例紹介など、
13 生物多様性に関する国民理解の増進を図る取組も実施しており、これらの取組を引き続き進めていき
14 ます。

15 16 主要行動目標A - 1 - 2

17 生物多様性及び生態系サービスの経済的な評価などによる可視化の取組を推進する。(環境省、農
18 林水産省、国土交通省)

19 平成24年度に「奄美大島の国立公園指定」や「全国的なシカ食害対策」により保全される生物多
20 様性について経済的評価を試行するなど、国内における評価事例の実施、収集、蓄積を進めています。

21 また、経済価値評価を活用して、農家等が行う生物多様性の保全に資する農業生産活動等に対して
22 企業等による支援を促す仕組みづくりを検討したり、持続的な投資が促進される不動産市場形成への
23 取組として環境不動産の普及を進めたりするなど、生物多様性及び生態系サービスの経済的評価の活用
24 について検討を進めています。

25 これらの取組を引き続き進めていくとともに、事例収集や検証によりその成果を取りまとめていき
26 ます。

27 28 主要行動目標A - 1 - 3

29 地方自治体における効果的な生物多様性地域戦略の策定や実践的な取組を促進する。また、2013
30 年までに、生物多様性地域戦略の策定の手引きを改定する。(環境省)

31 地方自治体における生物多様性地域戦略の策定に対して、平成25年度までに27の地方自治体に支
32 援を実施しています。これらの自治体も含め、平成25年9月までに、23都道府県、31市区町村におい
33 て生物多様性地域戦略が策定されています。

34 また、平成25年度中の完成に向けて「生物多様性地域戦略の策定の手引き」の改定作業を進めてお
35 り、その活用などにより引き続き地域戦略の策定の推進を図っていきます。

36 37 主要行動目標A - 1 - 4

38 生物多様性の配慮事項が盛り込まれた国と地方自治体における戦略や計画等の策定を促進する。
39 また、奨励措置による生物多様性への影響の考慮や生物多様性に配慮した奨励措置を実施する。
40 (環境省、農林水産省、国土交通省)

1 生物多様性の配慮事項が盛り込まれた国の戦略として、平成 24 年 2 月に「農林水産省生物多様性
2 戦略」を策定しており、同戦略に基づき生物多様性保全をより重視した農林水産施策を総合的に展開
3 しています。

4 また、地域における生物多様性保全に関連する法定計画の策定やそれらの計画に基づく取組を推進
5 するために地方公共団体等に対する支援を行い、平成 24 年度末までに 22 の法定計画（生物多様性地
6 域戦略、特定外来生物防除実施計画など）が策定されています。都市においては、都市の生物多様性
7 の確保に配慮した地方公共団体の「緑の基本計画」策定支援の観点から、平成 23 年 10 月に「緑の基
8 本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」を策定し、加えて、平成 25 年 5 月に「都
9 市の生物多様性指標（素案）」を策定しており、これらを通じて地方公共団体の取組を推進していま
10 す。

11 また、地域の多様な主体の連携による生物多様性保全活動を奨励するため、生物多様性保全推進支
12 援事業により、こうした活動に対して財政的な支援をしています。平成 25 年度までに 55 団体の活動
13 を支援しており、支援が終了した団体については、全ての団体が現在も様々な体制で活動を継続又は
14 展開しています。

15 奨励措置による生物多様性への影響については、引き続き考慮していきます。

16 これらの取組は、一部で内容の見直しを伴うものの、引き続き推進していきます。

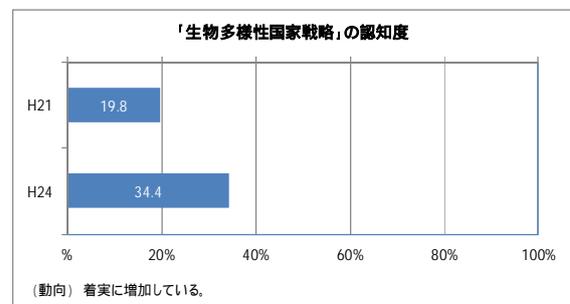
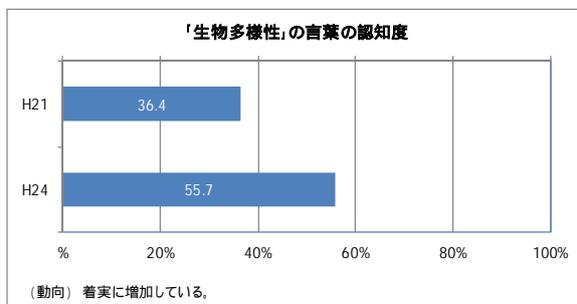
17 18 主要行動目標 A - 1 - 5

19 生物多様性に配慮した持続可能な事業活動のための方針の設定・公表とその実施を奨励する（生
20 物多様性に配慮した環境管理システムの導入、サプライチェーンも考慮した原材料調達、生産活
21 動、商品・サービスの販売、技術開発、廃棄物管理、投融資活動、土地利用、従業員教育等の実
22 施の他、これらの取組に関する情報開示）。（環境省）

23 平成 24 年度に生物多様性分野における事業者による取組の実態調査を実施するとともに取組事例
24 の収集を行い、それらをホームページで公表することにより、事業者による取組の更なる促進に取り
25 組んでいます。平成 25 年度は業種や場面ごとの事業者による取組状況や自治体との連携状況等の評
26 価・分析を通じた事業者による取組の促進策の検討や国際的な動向の継続的把握、情報公開を進める
27 予定です。

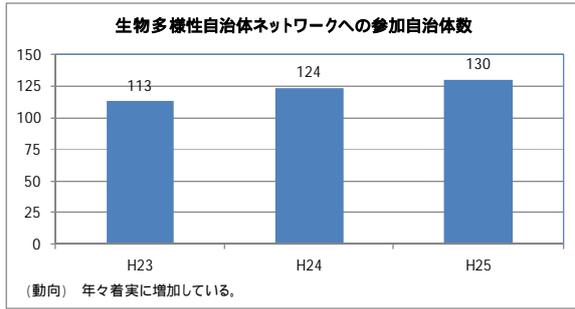
28 29 関連指標群

30 生物多様性の重要性に関する認識状況（内閣府世論調査、環境にやさしい企業行動調査）

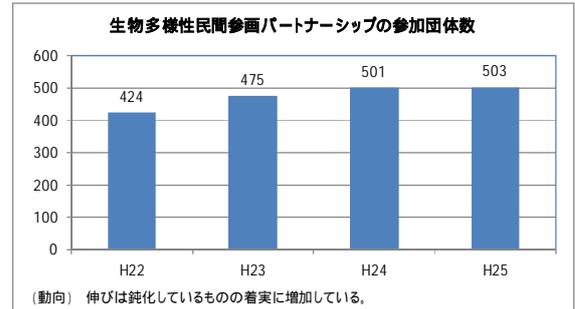


1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41

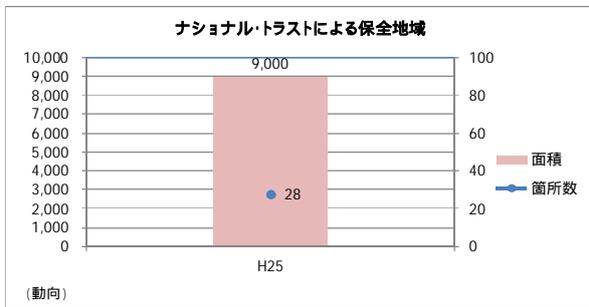
生物多様性自治体ネットワークへの参加自治体数



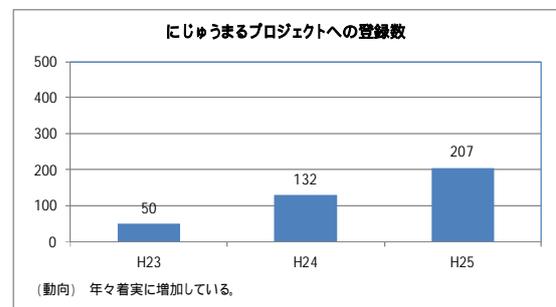
生物多様性民間参画パートナーシップの参加団体数



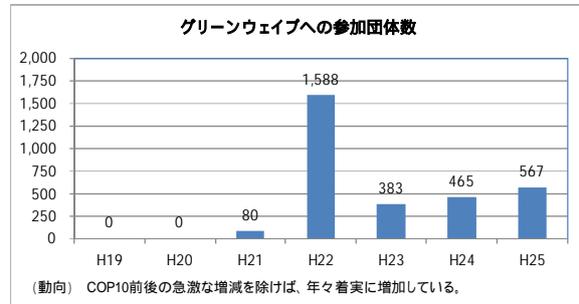
ナショナル・トラストによる保全地域の箇所数及び面積



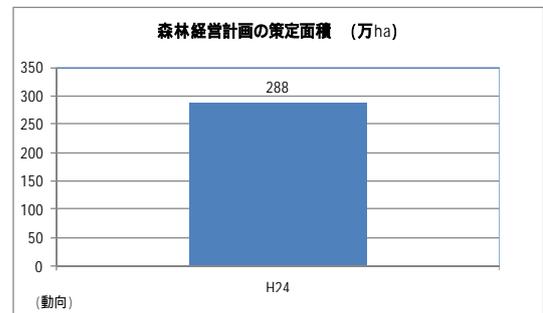
にじゅうまるプロジェクトへの登録数



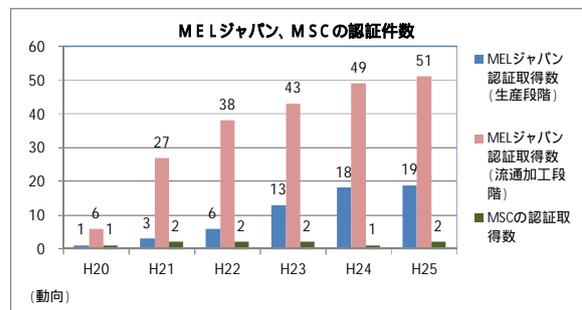
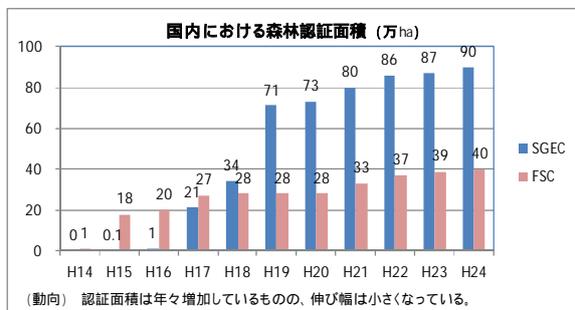
グリーンウェイブへの参加団体数



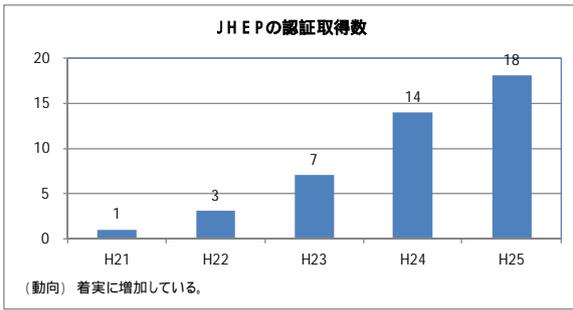
森林経営計画の策定面積



国内における、SGEC、FSCの森林認証面積、MEL ジャパン、MSC、JHEPの認証取得数



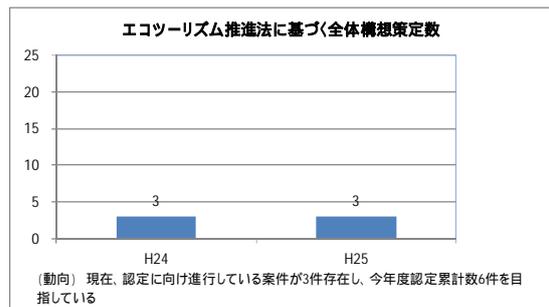
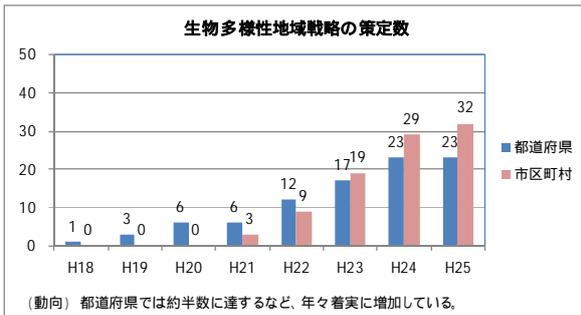
国内における、SGEC、FSCの森林認証面積、MEL ジャパン、MSC、JHEPの認証取得数（つづき）



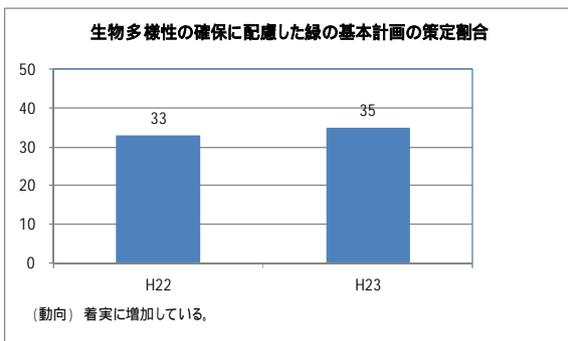
自然保護地域や自然環境保全事業等を対象とした経済価値評価などによる生物多様性及び生態系サービスの可視化の実施数

把握方法を検討中

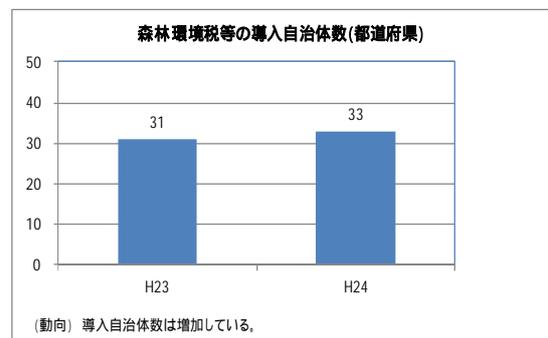
生物多様性の保全の取組や保全のための配慮事項が盛り込まれた国と地方自治体における戦略や計画（生物多様性地域戦略及び地域連携保全活動計画をはじめとした地方自治体の計画等）の策定数



生物多様性の確保に配慮した緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（緑の基本計画）の策定割合



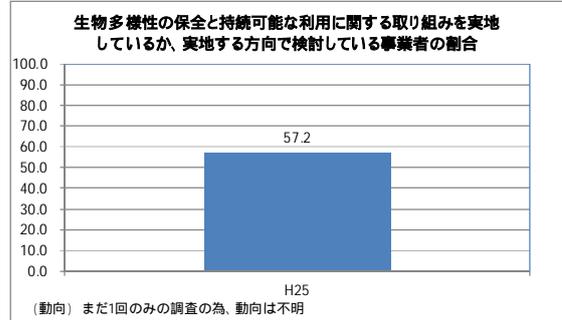
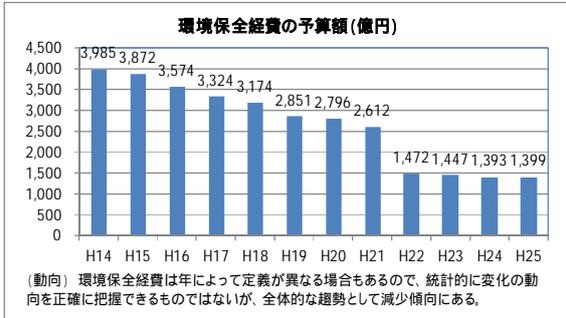
生態系サービスへの支払い税（森林環境税等）の導入自治体数



1 環境保全経費（自然環境の保全と自然との
2 ふれあいの推進）の予算額

生物多様性保全の取組に関する方針の設定と
取組の実施状況（環境にやさしい企業の行動
調査、生物多様性民間参画ガイドライン等普
及状況調査）

3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15



1 2 . 戦略目標 B 関連

2 生態系を悪化させる人為的圧力等の最小化に向けた取組を進め、持続可能な利用を推進する。

3
4 生態系ネットワークの形成に向けた取組や自然再生事業、鳥獣保護管理施策の充実にに向けた検討、
5 鳥獣との共生にも配慮した鳥獣被害防止対策の推進など、生態系を悪化させる人為的圧力等の最小化
6 に向けた取組が進められています。

7 ただし、自然生息地の損失速度や劣化・分断の状況を把握するための手法については引き続き検討
8 が必要です。

9
10 (1) 国別目標 B - 1

11 2020 年までに、自然生息地の損失速度及びその劣化・分断を顕著に減少させる。

12
13 生態系ネットワークの形成に資する取組や自然再生など個別の取組は進んでおり、自然生息地の損
14 失速度は減少傾向にあると推測されますが、その速度や劣化・分断の状況を把握するための手法につ
15 いては引き続き検討が必要です。

16
17 主要行動目標 B - 1 - 1

18 2014 年または 2015 年初頭に予定されている愛知目標の中間評価までに、効果的な取組を開始でき
19 るよう、自然生息地の損失速度及びその劣化・分断の状況を把握するための手法及び基準値とな
20 るベースラインを確立し、現状を整理する。(環境省、農林水産省)

21 自然生息地の損失速度及びその劣化・分断の状況を把握するための手法として、データの継続的性
22 を考慮して、森林面積、湖沼面積、浅海域の埋立面積及び自然海岸線の延長を利用して把握すること
23 としました。

24 その結果、森林面積については、大きな変動はなく安定して推移しています。湖沼面積についても
25 同様に、大きな変動はありません。また、埋立面積は 1970 年代をピークに減少傾向にあり、自然海岸
26 線の延長については 18,000km 超と推定されます。引き続き、これらのデータを用いて、自然生息地の
27 損失速度及びその劣化・分断の状況を把握していきます。なお、手法については必要に応じて見直す
28 こととしています。

29
30 主要行動目標 B - 1 - 2

31 2020 年までに自然生息地の損失速度が少なくとも半減、また、可能な場合にはゼロに近づき、ま
32 た、自然生息地の劣化・分断を顕著に減少させるため、生態系ネットワークの形成や湿地、干潟
33 の再生等必要な取組を行う。(環境省、農林水産省、国土交通省)

34 生態系ネットワークの形成に資するよう、生物多様性地域戦略の策定や重要地域の保全・再生のた
35 めの活動を支援したほか、地方公共団体における都市公園等の整備や特別緑地保全地区等の土地の買
36 入れ等に対する支援を行い、緑地の保全・再生・創出・管理を実施しています。

37 国有林野においては地域における多様な主体の連携による森林の整備・保全のモデルプロジェクト
38 を実施しているほか、河川や湿地、道路、沿岸域などの管理においては、生物多様性の保全・再生や生
39 態系ネットワークの形成などの取組を進めています。

40 また、平成 25 年 3 月時点で、自然再生推進法に基づく自然再生の取組は、24 カ所、48 万 ha に上

1 っており、森林、湿原、草原、サンゴ礁など様々な生態系を対象として全国で自然再生の取組が進め
2 られており、自然生息地の劣化・分断を減少させるための取組が進展しています。

3 さらに、都道府県が実施する生態系ネットワークの形成の取組について支援しています。

4 これらの取組を引き続き進め、自然生息地の損失や劣化・分断の改善に取り組んでいきます。

6 主要行動目標 B - 1 - 3

7 鳥獣の個体数管理をはじめとする鳥獣保護管理施策の着実な実施のため、保護管理技術の充実、
8 生息状況等に関する調査の促進等を行うほか、2015年までに鳥獣保護法の施行状況の見直しを行
9 うとともに、2020年までに保護管理の担い手を確保するための仕組みづくりとその運用を行う。
10 (環境省)

11 平成24年度に、特定鳥獣5種(イノシシ、クマ類、ニホンザル、ニホンジカ、カワウ)について、
12 種ごとに保護管理検討会を設置し、効果的な保護管理手法等の最新知見についてとりまとめるととも
13 に、ニホンジカやイノシシの個体数推定や生息状況等調査のあり方について検討を進めています。ま
14 た、鳥獣保護法の施行状況の見直しについては、平成24年度に中央環境審議会に対して諮問を行い、
15 鳥獣保護管理体制の構築に向けて講ずべき措置の検討を進めています。

17 主要行動目標 B - 1 - 4

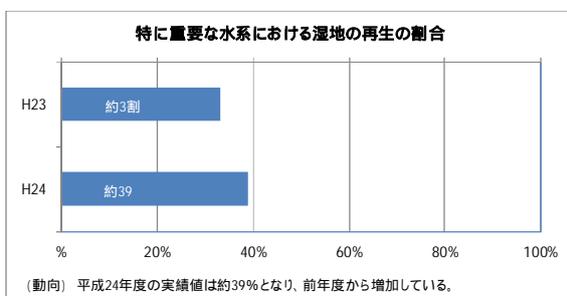
18 個体数管理をはじめとする鳥獣保護管理施策との連携を図りつつ、鳥獣被害防止特別措置法に基
19 づき、鳥獣による農作物被害を防止するための取組を総合的に推進し、広域的かつ効果的な鳥獣
20 による森林被害対策を推進するとともに、鳥獣の生育環境を確保するため、多様な森林の整備・
21 保全を図るなど、鳥獣との共生にも配慮した対策を推進する。(農林水産省)

22 鳥獣被害防止特別措置法により、市町村が作成した被害防止計画に基づく地域ぐるみでの総合的な
23 鳥獣被害防止のための取組や、集中的な捕獲活動により野生鳥獣の個体数を抑制する取組に対して支
24 援を行っています。また、森林整備と一体なった防護柵の設置や被害防除活動体制の整備に対して支
25 援を行っているほか、国有林野では多様な主体と連携しながら、個体数管理や被害箇所の回復措置、
26 森林の保全等の総合的な対策を実施しています。

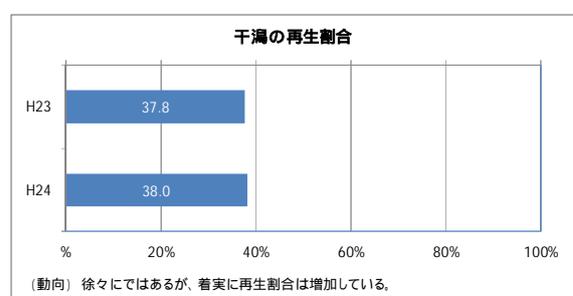
27 こうした施策により引き続き、鳥獣との共生に配慮した必要な対策を推進していきます。

29 関連指標群

30 特に重要な水系における湿地の再生の割合

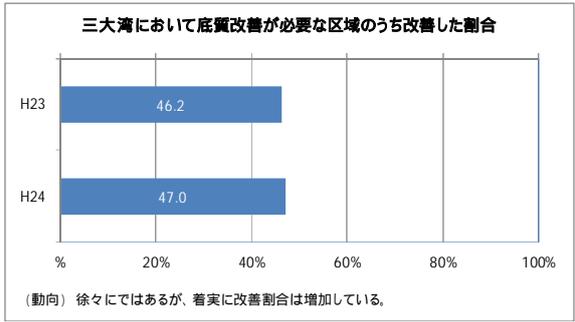


干潟の再生の割合

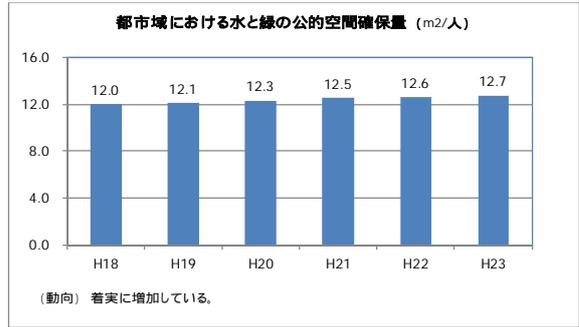


1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12

三大湾において底質改善が必要な区域のうち改善した割合



都市域における水と緑の公的空間確保量



1 (2) 国別目標 B - 2

2 2020 年までに、生物多様性の保全を確保した農林水産業が持続的に実施される。

3
4 環境保全型農業の推進、多様で健全な森林の整備・保全、生物多様性に配慮した漁港漁場の整備な
5 ど、生物多様性の保全を確保した持続的な農林水産業の実施に向けた取組が進んでいます。

6 エコファーマーの認定件数や生態系のネットワークの保全に向けた整備、海面養殖生産に占める漁
7 場改善計画対象水面の生産割合など、多方面において着実な進捗が見られました。

8
9 主要行動目標 B - 2 - 1

10 持続的に営まれる、農業生産の維持や生産基盤の管理といった生産関連活動と、生物多様性の保
11 全を両立させる取組を促進する。(農林水産省)

12 農業環境規範の普及・定着、エコファーマーの認定、環境保全型農業に対する直接支援を実施して
13 います。その結果、エコファーマーの累積新規認定件数が増加するなど取組が進展しています。

14 また、生物多様性に配慮した農業生産基盤の整備により、生産関連活動と生物多様性保全を両立さ
15 せる取組を促進しています。

16 引き続き、これらの取組を推進・支援していきます。

17
18 主要行動目標 B - 2 - 2

19 森林計画等に基づき、多様で健全な森林の整備・保全を推進し、生物多様性の保全を含めた森林
20 の多面的機能の持続的発揮を図る。また、国際的に合意された「基準・指標」の考えに即し、森
21 林の生物多様性の動向を把握する森林生態系多様性基礎調査(モニタリング調査)を推進する。
22 (農林水産省)

23 森林・林業基本計画や全国森林計画における、森林の有する生物多様性保全機能やその発揮に資す
24 る森林に誘導するための森林施業において配慮すべき事項等を踏まえた森林の整備・保全を推進して
25 います。国有林野においても森林生態系の過度な攪乱を抑制しつつ丁寧できめ細やかな施業を実施す
26 るとともに、立地特性に応じた広葉樹林化、長伐期化などにより多様な森林づくりを推進しています。

27 また、平成 22 年度より 3 巡目の森林生態系多様性基礎調査を実施しており、森林生態系の状況等
28 の動向を把握しています。

29 引き続き、適切な施業による多様な森林の整備・保全や調査で得られたデータの活用に取り組んで
30 いきます。

31
32 主要行動目標 B - 2 - 3

33 藻場・干潟等の保全・再生、生物多様性に配慮した漁港漁場の整備、マグロ類を含む高度回遊性
34 魚類の持続的利用・管理のための国際協力、資源管理指針・資源管理計画体制の下での資源管理、
35 生物多様性に配慮した増殖と持続的な養殖生産及び内水面の保全等を推進することにより、持続
36 的な漁業と生物多様性の保全を両立させる取組を促進する。(農林水産省)

37 藻場・干潟の造成、漁場の堆積物の除去、良好な生息環境空間を創出する計画に基づく漁場整備、
38 漁業集落排水施設整備、水産資源の動向把握、沿岸海亀混獲防止対策、二国間・多国間による漁業協
39 定、資源管理計画の作成、赤潮・貧酸素水塊対策、水産エコラベル、トドによる漁業被害防止対策のほ
40 か、漁業者を中心とした地域の人々による産卵場や種苗生産施設等の整備に対する支援や地域におけ

1 る主体的な養殖漁場の改善計画の策定の促進などの取組を通じて、持続的な漁業と生物多様性の保全
 2 を両立させるための取組を進めています。

3 引き続き、水産資源の持続的な活用を図るため、科学的知見の活用や普及啓発も図りながら、取組
 4 を進めていきます。

6 主要行動目標 B - 2 - 4

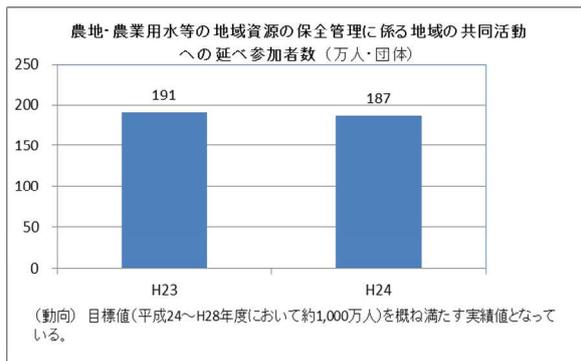
7 自然と共生しつつ、人の手を適切に加えることにより里海づくりの取組を実施する。(環境省)

8 多様な魚介類等が生息し、人々がその恩恵を将来にわたり享受できる自然の恵み豊かな里海の創出
 9 を支援するため、里海づくりの手引書や全国の実践事例等の情報について、ウェブサイト「里海ネッ
 10 ト」で提供しています。

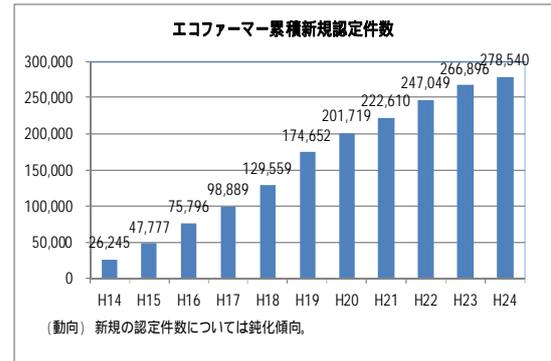
11 また、平成 24 年度に岩手県宮古湾を対象として、アマモ場の再生を中心とした「宮古湾里海復興
 12 プラン」を策定しており、平成 25 年度は、里海復興のノウハウ等を取りまとめた「里海復興プラン策
 13 定の手引き」を策定することとしています。

15 関連指標群

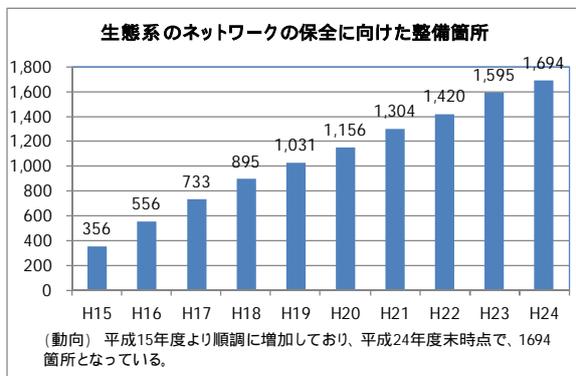
16 農地・農業用水等の地域資源の保全管理に係る
 17 地域共同活動への延べ参加者数



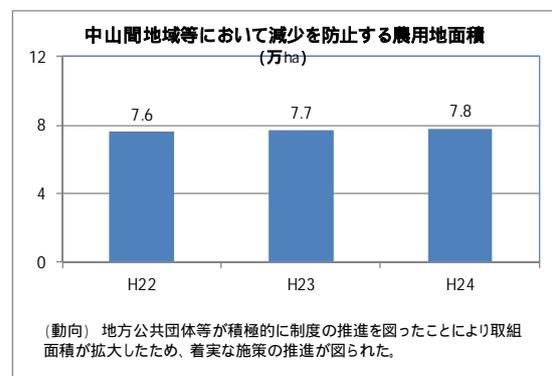
エコファーマー累積新規認定件数



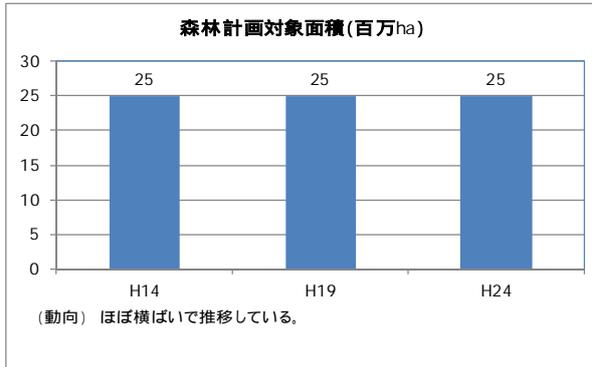
生態系のネットワークの保全に向けた整備箇所



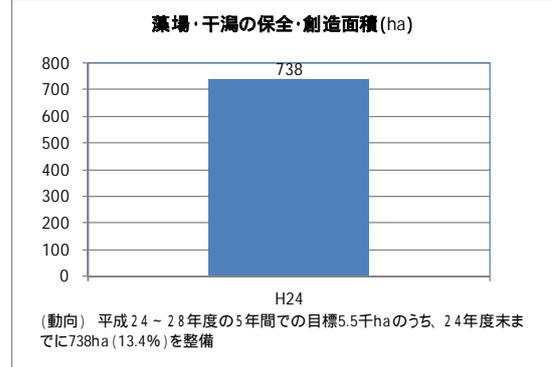
中山間地域等において減少を防止する農用地面積



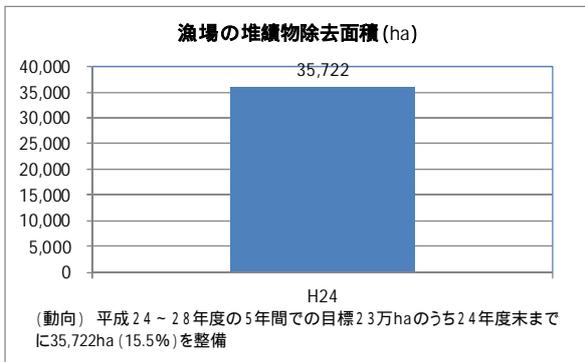
1 森林計画対象面積



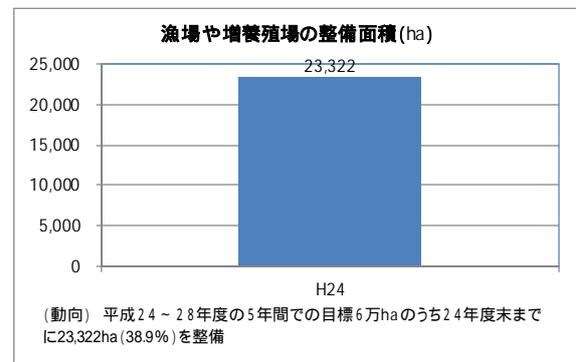
藻場・干潟の保全・創造面積



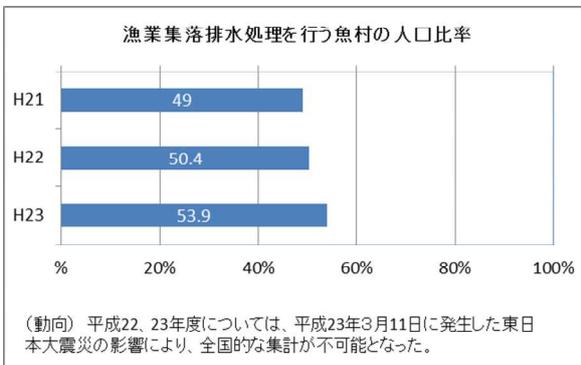
11 漁場の堆積物除去面積



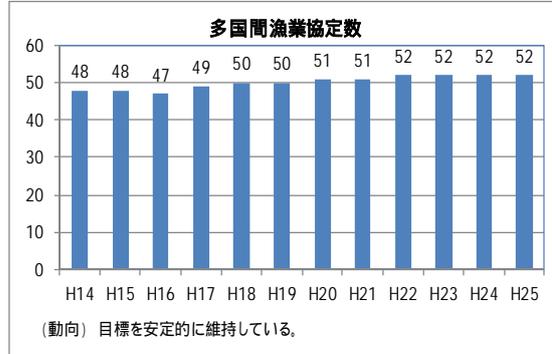
魚礁や増養殖場の整備面積



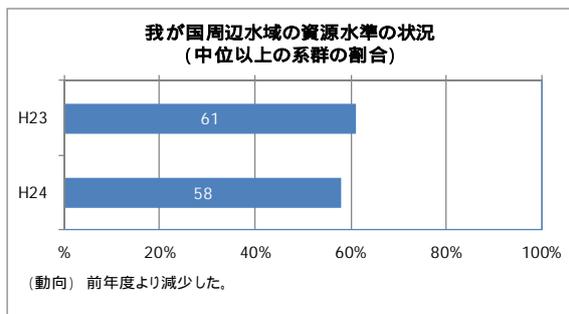
21 漁業集落排水処理を行う漁村の人口比率



多国間漁業協定数



31 わが国周辺水域の資源水準の状況
(中位以上の系群の割合)

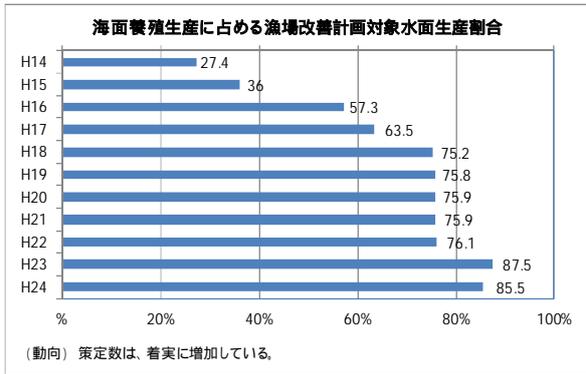


漁業者等による資源管理計画数

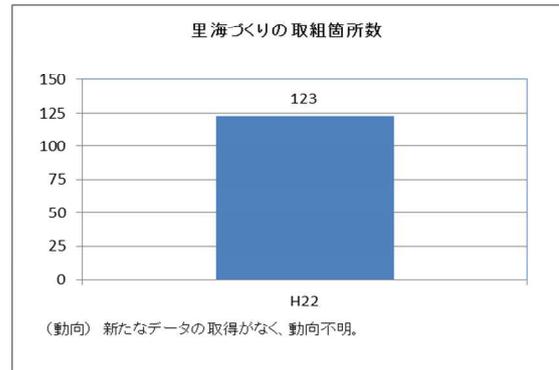


1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14

海面養殖生産に占める 漁場改善計画対象水面生産割合



里海づくりの取組箇所数



1 (3) 国別目標 B - 3

2 2020 年までに、窒素やリン等による汚染の状況を改善しつつ、水生生物等の保全と生産性向上、
3 持続可能な利用の上で望ましい水質と生息環境を維持する。特に、湖沼、内湾等の閉鎖性の高い水
4 域（以下「閉鎖性水域」という。）については、それぞれの地域の特性を踏まえ、流域全体を視野
5 に入れて、山間部、農村・都市郊外部、都市部における施策の総合的、重点的な推進を図る。
6

7 水質汚濁防止法等に基づき、水環境改善のための各種対策を進めています。特に、閉鎖性水域のう
8 ち海域においては、第7次水質総量削減制度に基づき汚濁負荷削減等の各種対策を進めるなど、地域
9 特性を踏まえつつ、水質や貧酸素水塊等の発生状況を改善するための取組を実施しています。

10 その結果、水質の各種環境基準の達成状況は、湖沼など一部を除き高い水準を維持しています。

11
12 主要行動目標 B - 3 - 1

13 流域からの栄養塩類及び有機汚濁物質を削減するとともに、2015 年 3 月までに第7次水質総量削
14 減を実施する。（環境省、農林水産省、国土交通省）

15 平成 26 年度を目標年度とした第7次水質総量削減制度により、指定水域ごとに汚濁負荷量の削減
16 目標量を設定し、生活系、産業系などの排出源ごとに対策を実施しています。毎年度、各指定水域の
17 水質等について調査を実施し、海域の水環境状況の把握を行うことにより、汚濁負荷量の削減状況や
18 水質改善の効果等の把握を行っています。その結果、各指定水域において汚濁負荷量は順次削減が進
19 んでいます。また、平成 25 年度からは今後の水質総量削減制度のあり方についての検討を開始してい
20 ます。

21 また、農業用排水施設や水質保全施設の整備、家畜排せつ物の管理の適正化、下水処理施設にお
22 ける高度処理や合流式下水道の改善対策などにより、流域からの栄養塩類や有機汚濁物質の流入負荷
23 の削減に取り組んでいます。

24 引き続き、水質改善の取組を進めるとともに、今後の水質総量削減のあり方について検討を行いま
25 す。

26
27 主要行動目標 B - 3 - 2

28 閉鎖性水域の水質や貧酸素水塊等の発生状況を改善するための取組を行うとともに、2014 年まで
29 に水生生物の保全のための下層 D0 及び水生植物の保全のための透明度について環境基準化を検
30 討する。（環境省、国土交通省）

31 第7次水質総量削減制度等に基づき、閉鎖性海域の水質や貧酸素水塊等の発生状況を改善するた
32 めの取組を実施しています。

33 浚渫土砂等を有効活用し閉鎖性水域において干潟・浅場等の保全・再生・創出や深掘跡の埋め戻し
34 等を実施することにより、沿岸域の生物多様性の保全・再生の取組を推進しています。

35 また、水生生物の保全のための下層溶存酸素量（下層 D0）及び水生植物の保全のための透明度につ
36 いては、環境基準設定に向けた調査、検討を実施しています。

37
38 主要行動目標 B - 3 - 3

39 多様な水生生物等の生息・生育環境の保全と高い生物生産性が両立し、持続可能な利用の上で望
40 ましい生息環境を維持するための管理方策の確立に向けた調査研究を行う。（環境省）

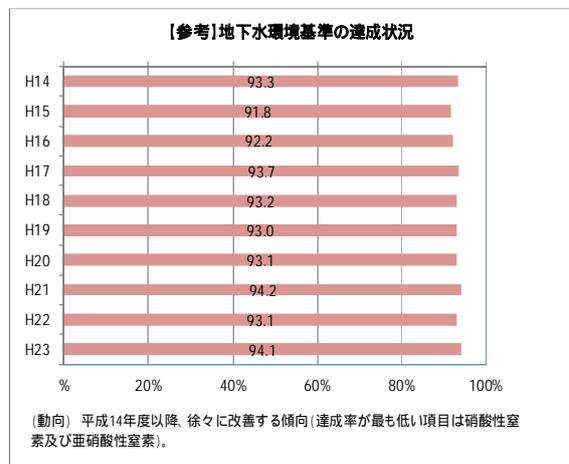
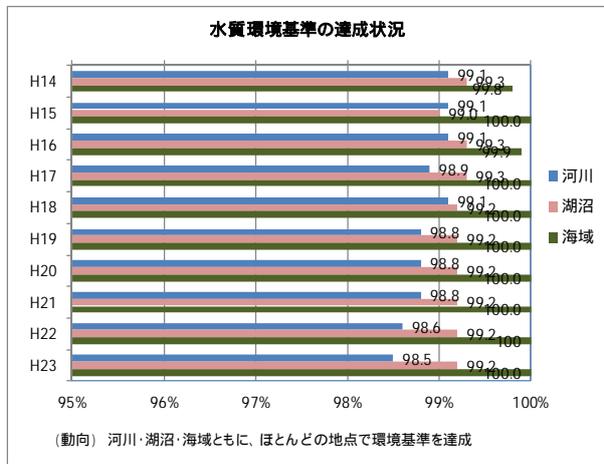
1 平成 24 年度にモデル地域（愛知県三河湾、兵庫県播磨灘北東部）を対象として、栄養塩循環状況
 2 と円滑な栄養塩循環が滞る要因解明のための調査や実証試験を行い、海域の物質循環健全化計画（ヘルシープラン）を策定するとともに、他地域の計画策定を促す「ヘルシープラン策定の手引き」を策定しました。

5 また、平成 25 年度には、モデル地域（広島県三津湾）においてヘルシープランを策定するとともに、「ヘルシープラン策定の手引き」の改定について検討しています。さらに、瀬戸内海における湾・灘ごとの地域環境特性の把握、きめ細やかな水質管理に向けた手法開発の調査・検討を実施しています。

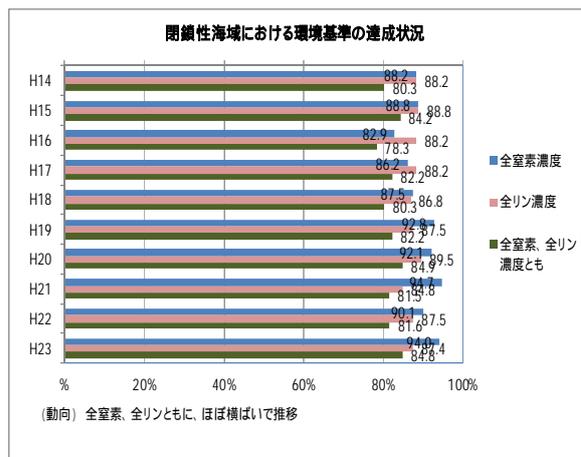
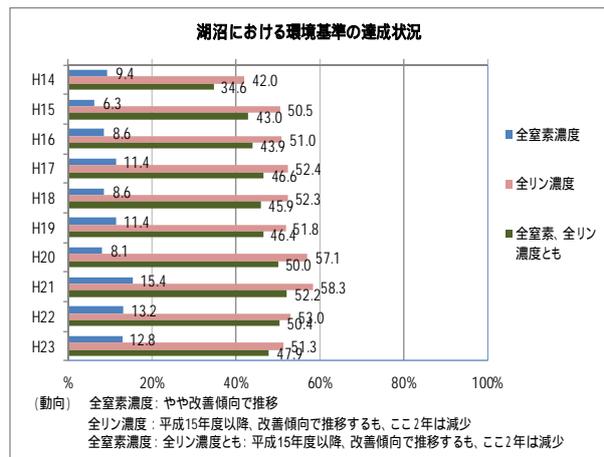
8 引き続き、水環境の改善を図っていくとともに、きめ細やかな水質管理に向けた手法について検討を行います。

11 関連指標群

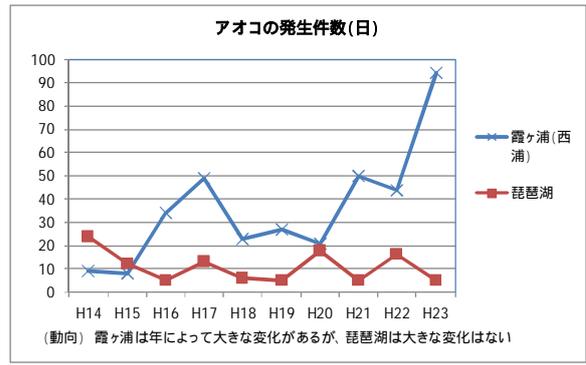
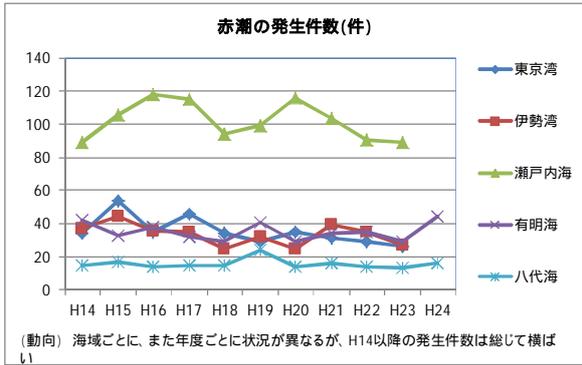
12 河川・湖沼・海域の水質環境基準の達成状況



26 閉鎖性水域における全窒素及び全リン濃度の環境基準の達成状況

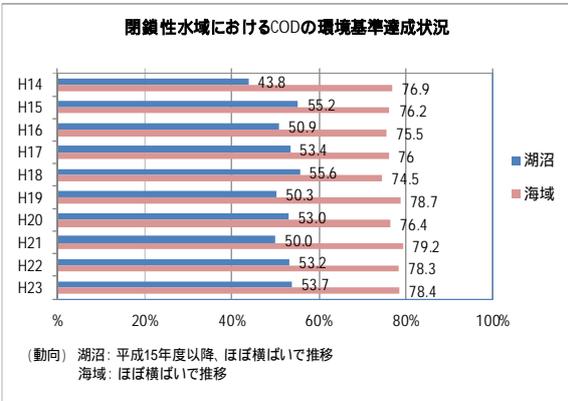


1 赤潮・アオコの発生件数

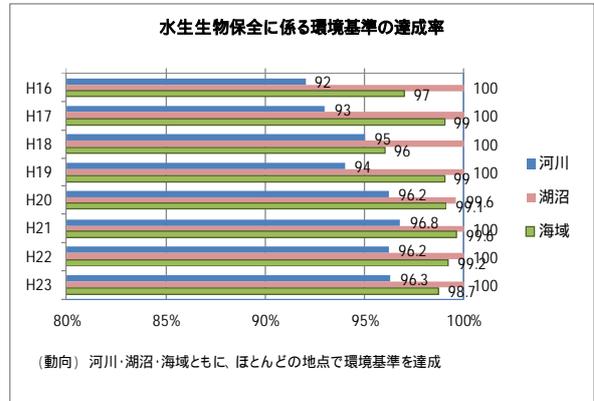


12 閉鎖性水域における

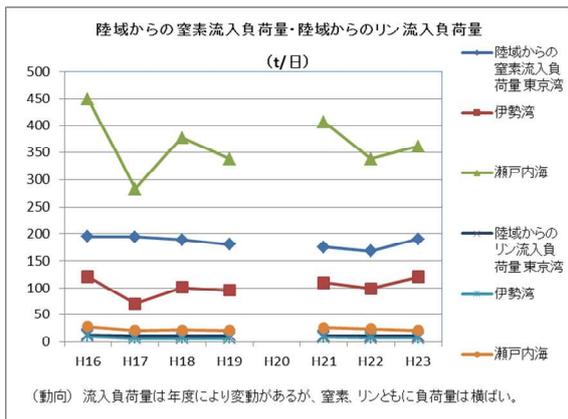
13 CODの環境基準の達成状況



水生生物保全に係る環境基準の達成状況

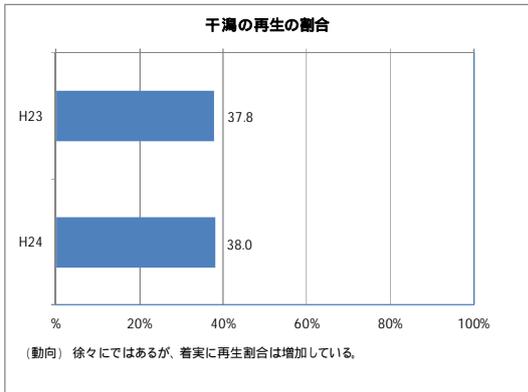


陸域からの窒素・リン流入負荷量

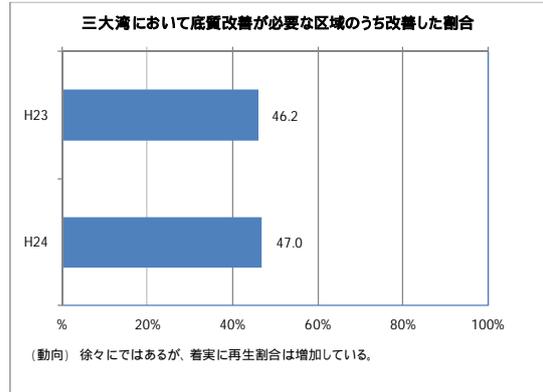


1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42

干潟の再生の割合



三大湾において底質改善が必要な区域のうち改善した割合

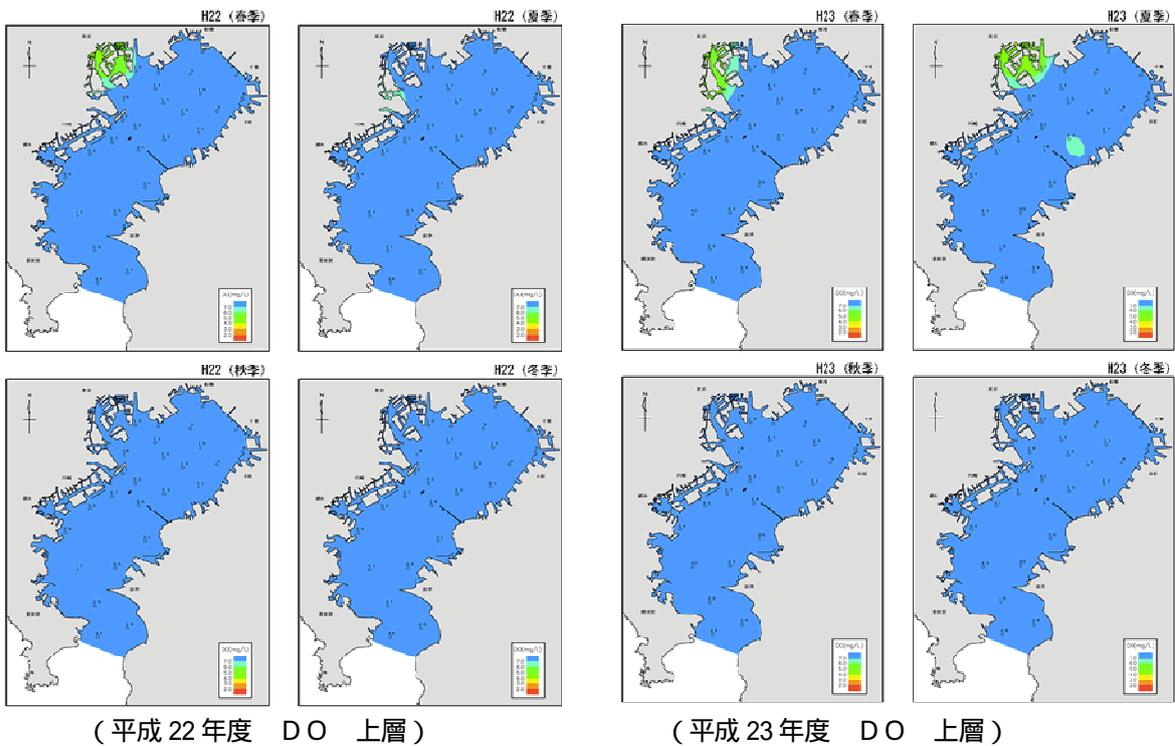


地下水環境基準（硝酸、亜硝酸）の 達成状況

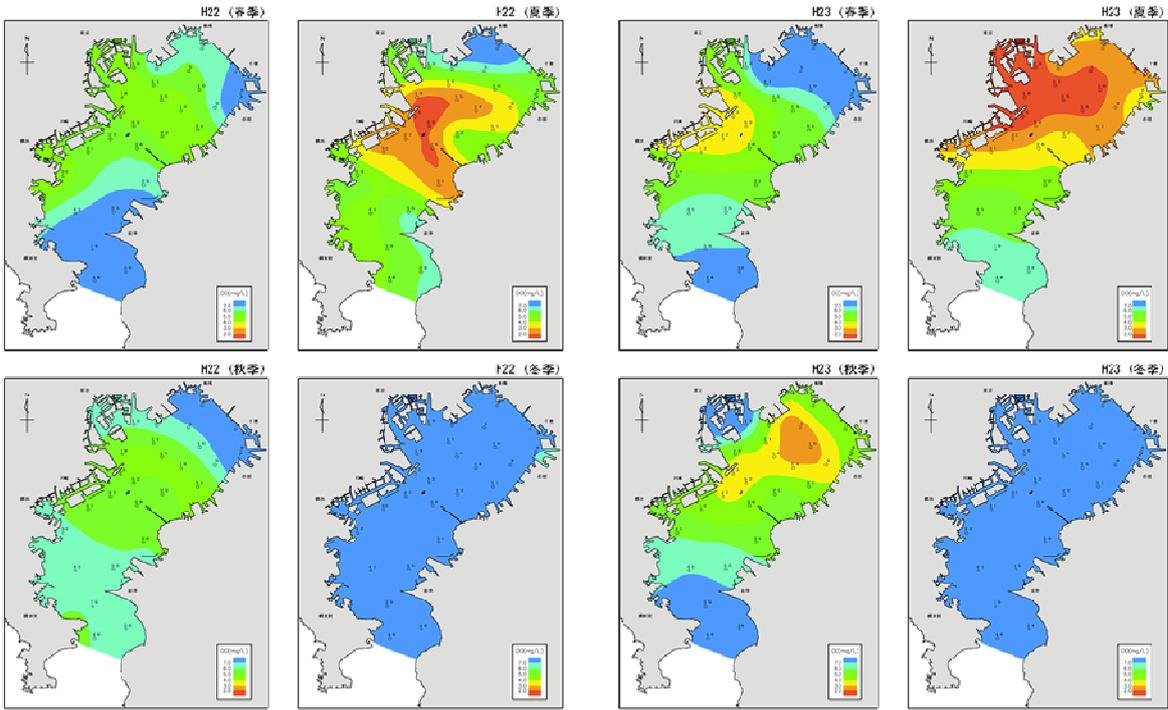
硝酸性窒素は健康項目の環境基準であり、全窒素のような生活環境項目とは異なり、人の健康に直結するものであることから、取り扱わないこととする。

東京湾、伊勢湾、瀬戸内海における
貧酸素域の分布状況

水平分布図【東京湾】



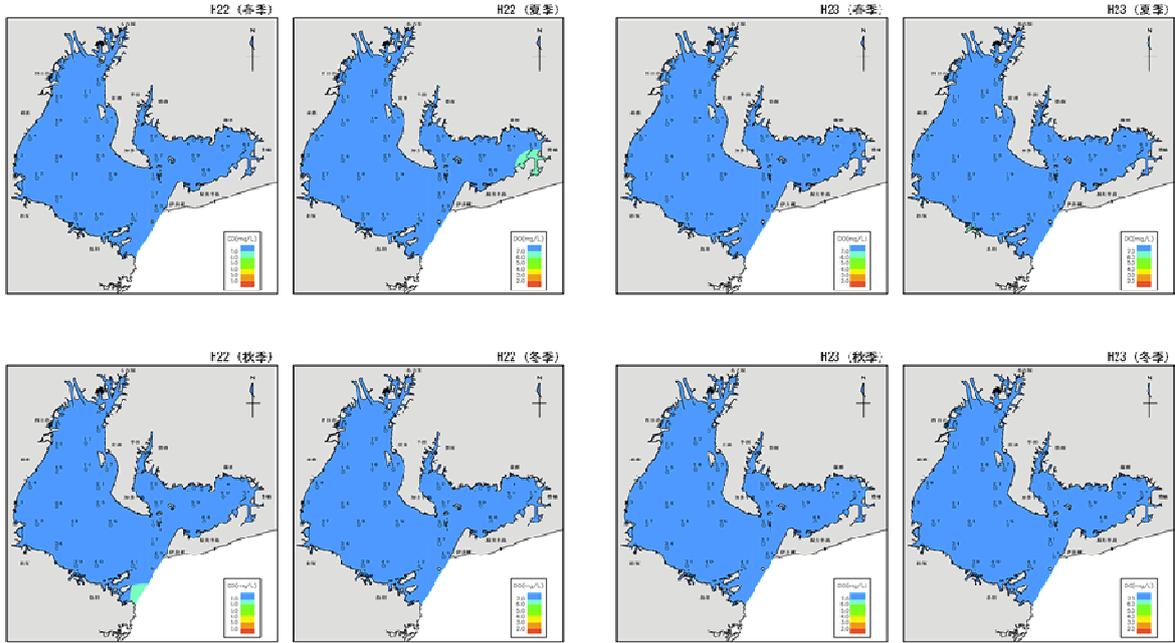
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40



(平成 22 年度 DO 下層)

(平成 23 年度 DO 下層)

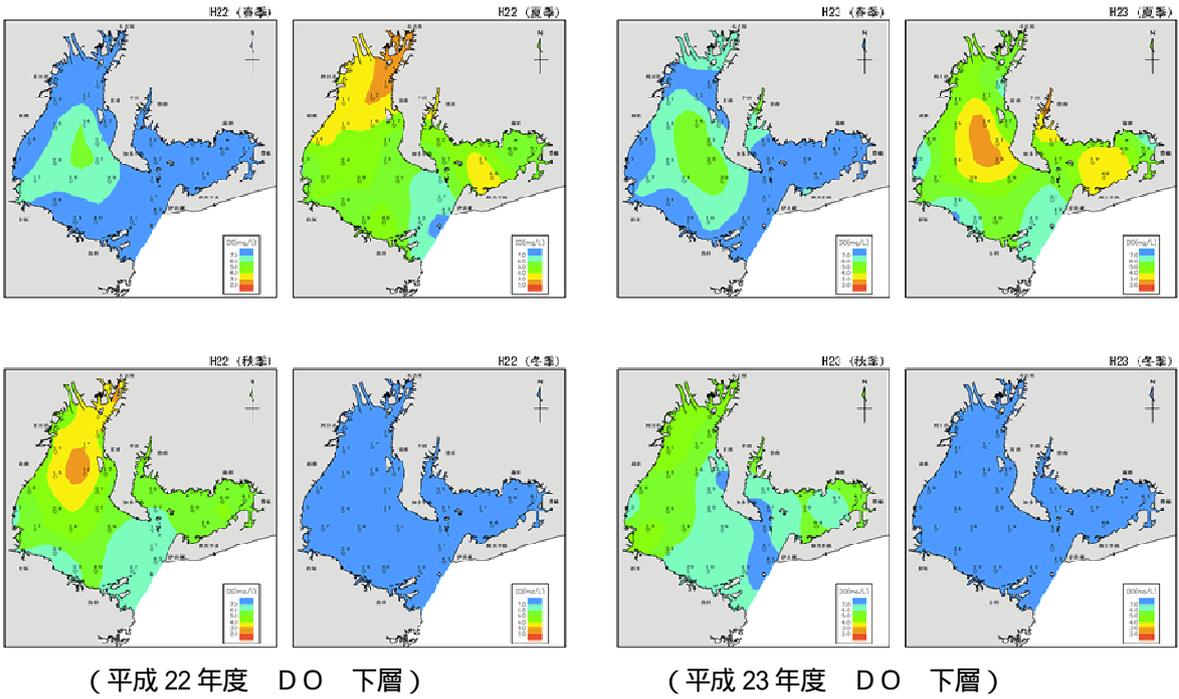
水平分布図【伊勢湾】



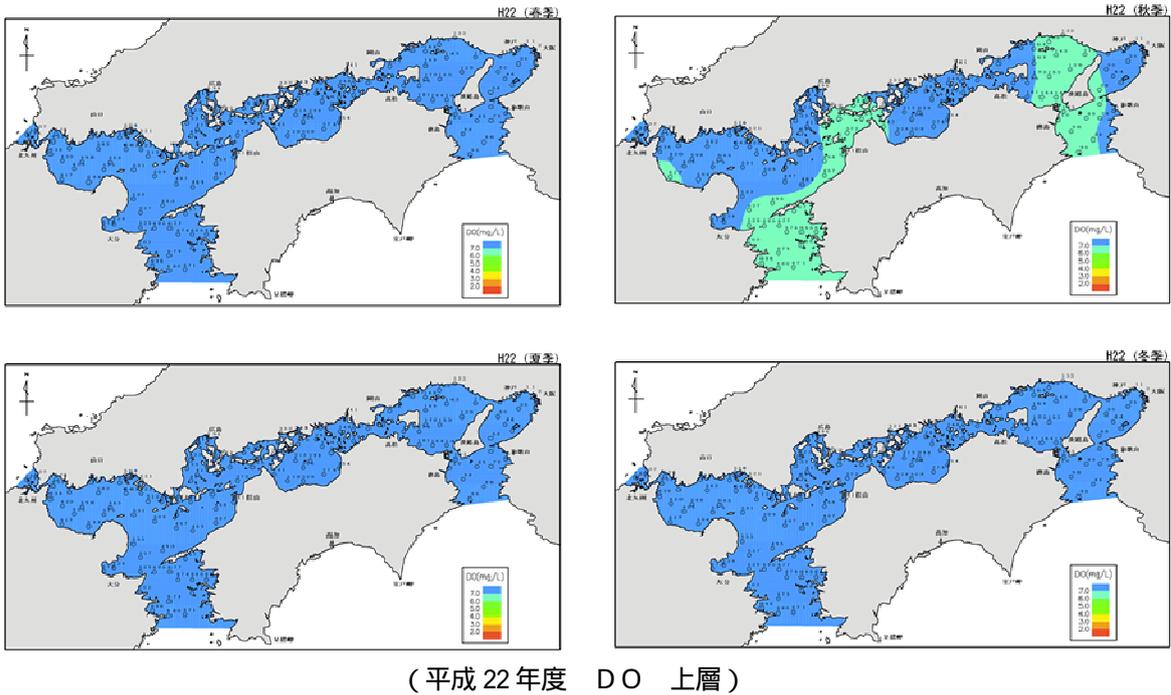
(平成 22 年度 DO 上層)

(平成 23 年度 DO 上層)

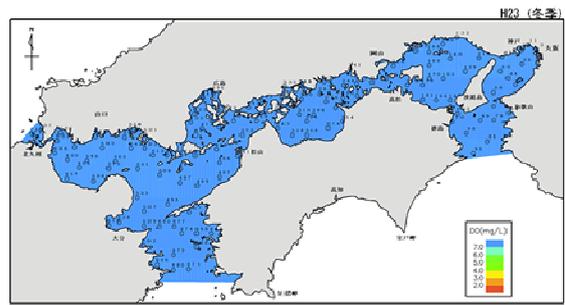
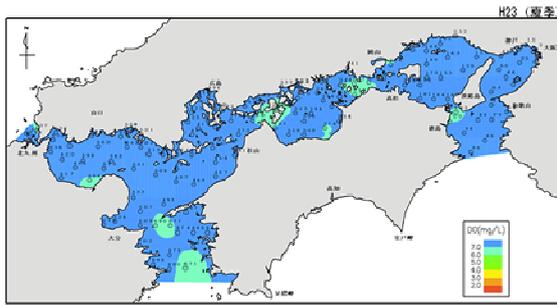
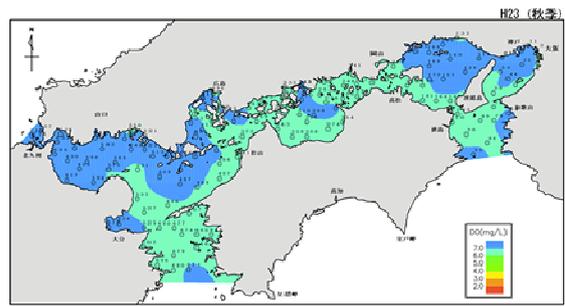
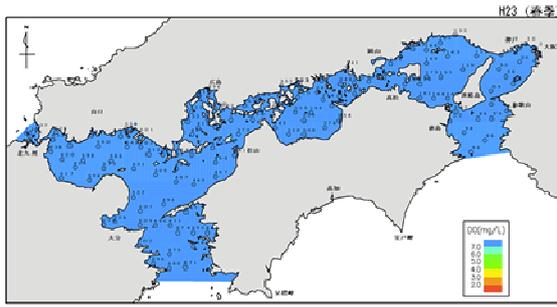
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40



水平分布図【瀬戸内海】



1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18



(平成 23 年度 DO 上層)

1 (4) 国別目標 B - 4

2 2020 年までに、外来生物法の施行状況の検討結果を踏まえ、侵略的外来種を特定し、その定着経
3 路に関する情報を整備するとともに、これらの侵略的外来種について、防除の優先度を整理し、そ
4 れに基づいた防除を各主体の適切な役割分担の下、計画的に推進する。このことにより、優先度の
5 高い種について制御または根絶し、希少種の生息状況や本来の生態系の回復を促進させる。また、
6 侵略的外来種の導入または定着を防止するための定着経路の管理について、関係する主体に注意を
7 促し、より効果的な水際対策等について検討し、対策を推進する。
8

9 目標達成に向けて、「侵略的外来種リスト(仮称)」の作成や「外来種被害防止行動計画(仮称)」
10 の策定作業を進めるなど、侵略的外来種の特定や被害防止に向けた取組を計画的に進めています。ま
11 た、生物多様性の保全上重要な地域を中心に、マングースやグリーンアノールなどの外来生物の防除
12 事業を継続して実施しています。その結果、奄美大島や沖縄島やんばる地域では、捕獲努力量あたり
13 のマングースの捕獲頭数が減少傾向にあり、それに伴い、アマミノクロウサギやヤンバルクイナの生
14 息域が回復傾向を示しているなどの成果も見られます。

15 しかし、気候変動に脆弱な生態系の健全性と機能の維持のために、その生態系を悪化させる人為的
16 圧力等の最小化に向けた取組については強化が必要です。

17
18 主要行動目標 B - 4 - 1

19 2014 年までに、侵略的外来種リスト(仮称)を作成し、リストの種について定着経路に係る情報
20 を整備する。(環境省、農林水産省)

21 平成 25 年 9 月までに、特定外来生物法に基づく特定外来生物が 107 種指定されています。また、
22 平成 26 年までに侵略的外来種リスト(仮称)を作成するために、関係府省の連携の下、有識者で構成
23 される「愛知目標達成のための侵略的外来種リスト作成会議」での検討、関係者からの意見聴取など
24 の作業を進めています。

25
26 主要行動目標 B - 4 - 2

27 2014 年までに、防除の優先度の考え方を整理し、計画的な防除等を推進するとともに、各主体に
28 おける外来種対策に関する行動や地域レベルでの自主的な取組を促すために、「外来種被害防止行
29 動計画(仮称)」を策定する。(環境省、農林水産省、国土交通省)

30 平成 24 年 11 月時点で、特定外来生物法に基づく防除の確認が 983 件、認定が 110 件なされていま
31 す。

32 また、平成 26 年までに「外来種被害防止行動計画(仮称)」を策定するために、関係府省の連携の
33 下、有識者で構成される「外来種被害防止行動計画策定会議」での検討、関係者からの意見聴取など
34 の作業を進めています。

35
36 主要行動目標 B - 4 - 3

37 優先度の高い侵略的外来種について、制御もしくは根絶するとともに、これらの取組等を通じて
38 希少種の生息状況や本来の生態系の回復を促進させる。(環境省、農林水産省)

39 希少種の生息地や国立公園などの生物多様性の保全上重要な地域を中心に、マングースやグリーン
40 アノールなどの外来生物の防除事業を実施しています。また、アライグマなど広域に分布する外来生

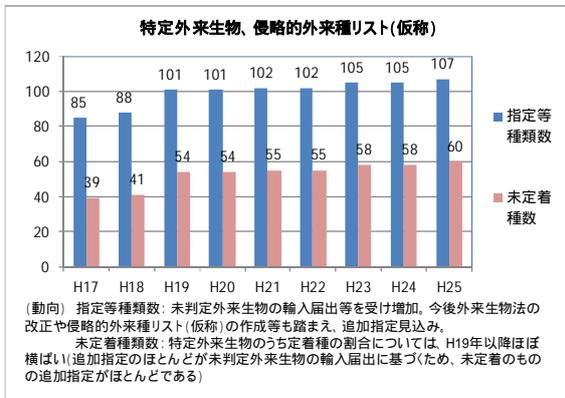
物については、防除手法などの検討やマニュアル作成を行っているほか、特定外来生物防除実施計画の策定や実証事業への支援（平成 25 年までに 5 件）、外来生物防除対策への支援（平成 25 年度までに 21 団体）などにより、地方公共団体などが実施する防除に対する支援を行っています。

これらの取組の結果、例えば、奄美大島や沖縄島やんばる地域では捕獲努力量あたりのマンガースの捕獲頭数が減少傾向にあり、それに伴い、アマミノクロウサギやヤンバルクイナの生息確認地域が増加傾向にあります。2012 年に、これまでの成果を踏まえてマンガースの防除実施計画の見直しを行い、2022 年度までに奄美大島及び沖縄島やんばる地域からマンガースを完全排除することを目標とした第 2 期計画を 2013 年度から開始しています。

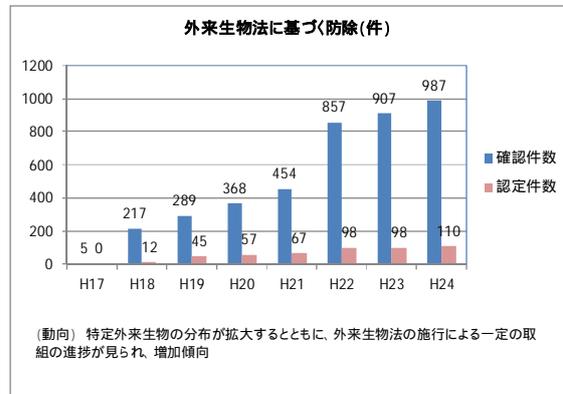
引き続き、支援制度については内容の見直しを図りながら、効果的な防除を進めていきます。

関連指標群

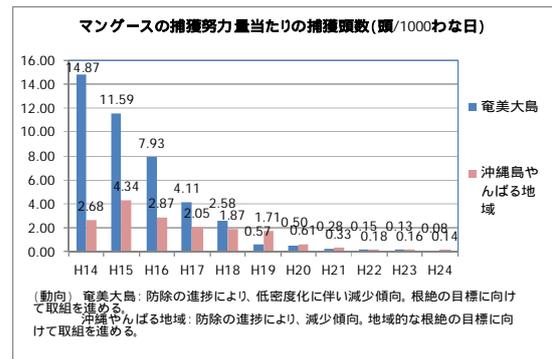
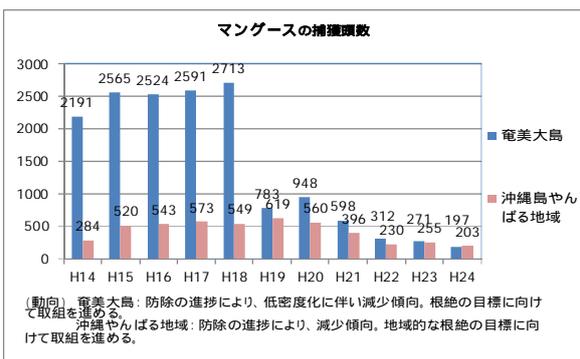
特定外来生物、侵略的外来種リスト（仮称）の指定等種類数とそのうちの未定着種数



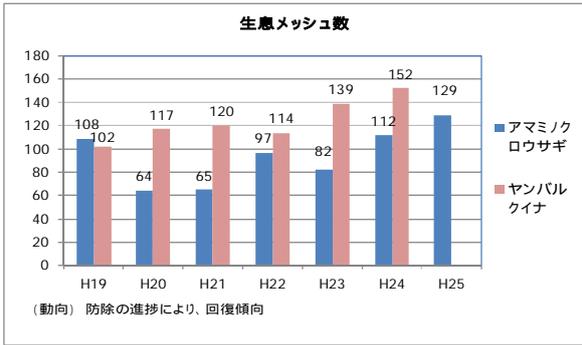
外来生物法に基づく防除の確認・認定件数



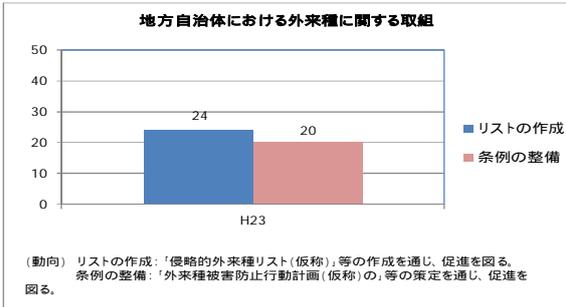
奄美大島及び沖縄島やんばる地域（防除実施地域内（2012 年度時点））におけるマンガースの捕獲頭数及び捕獲努力量当たりの捕獲頭数、アマミノクロウサギ及びヤンバルクイナの生息状況（生息メッシュ数）



1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23



地方自治体における外来種に関するリストの作成と条例の整備（件数）



1 (5) 国別目標 B - 5

2 2015 年までに、サンゴ礁、藻場、干潟、島嶼、亜高山・高山地域等の気候変動に脆弱な生態系の健全性と機能の維持のため、その生態系を悪化させる人為的圧力等の最小化に向けた取組を推進する。

6 サンゴ礁については、陸域からの負荷など人為的圧力の特定が進んでいますが、気候変動に対して脆弱な生態系として例示されている藻場、干潟、島嶼、亜高山・高山地域等においても人為的圧力等の最小化に向けた取組を進めていく必要があります。

10 主要行動目標 B - 5 - 1

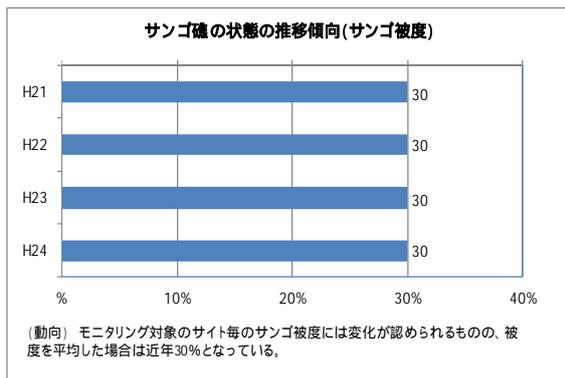
11 2013 年までに気候変動に脆弱なわが国のサンゴ礁、藻場、干潟、島嶼、亜高山・高山地域等の生態系に対する人為的圧力等を特定し、2015 年までに人為的圧力等の生態学的許容値を設定し、生態学的許容値の達成のための取組を実施する。(環境省)

14 サンゴ礁については、平成 22 年度に策定した「サンゴ礁生態系保全行動計画」のフォローアップ会議において、サンゴに対する人為的圧力について既存情報のとりまとめを行っているほか、沖縄県の石西礁湖の自然再生協議会の陸域対策ワーキンググループ等において、陸域からの負荷削減対策について検討が進められています。

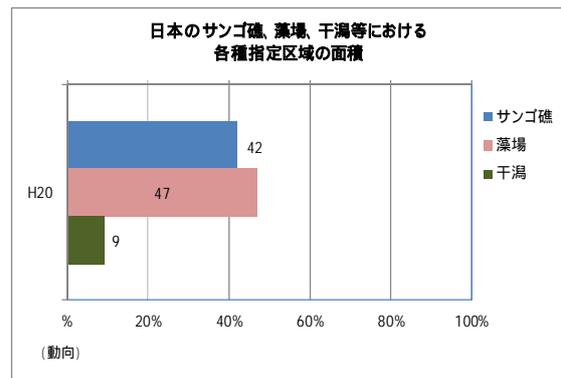
18 また、平成 27 年度の気候変動適応計画の策定に向け、日本における気候変動の影響及びリスク評価に関する検討を進めており、サンゴ礁以外の脆弱な生態系に対する人為的圧力等の特定や生態学的許容値の設定についても併せて検討を進めていく必要があります。

23 関連指標群

24 サンゴ礁の状態の推移傾向 (サンゴ被度)



24 日本のサンゴ礁、藻場、干潟等における各種指定区域の面積



37 水質の指標 (全窒素、全リン)
38 底質中懸濁物質含量 (SPSS)

40 場所によるため表示は困難

人為的圧力が生態学的許容値以下に抑えられている箇所数

許容値が未設定であることから、示すことができない。

3 . 戦略目標C 関連

生態系を適切に保全・管理し、絶滅危惧種の絶滅及び減少を防止する。また、絶滅のおそれのある種の中で特に減少している種に対する保全状況の改善を達成・維持する。さらに、社会経済的、文化的に貴重な種を含む作物、家畜及びその野生近縁種の遺伝子の多様性を保全することにより、生物多様性の状況を改善する。

自然公園や鳥獣保護区などの生物多様性の保全に寄与する地域の指定、国内希少野生動植物種の指定や保護増殖事業の実施による絶滅危惧種の絶滅や減少の防止、農業生物資源ジーンバンク事業による農業生物の遺伝資源の保全など、生物多様性の状況を改善するための取組が総合的に進められています。

(1) 国別目標 C - 1

2020 年までに、少なくとも陸域及び内陸水域の 17%、また沿岸域及び海域の 10% を適切に保全・管理する。

自然公園、鳥獣保護区、国有林野の保護林及び緑の回廊など、法令等に基づき、生物多様性の保全に寄与する地域の指定が進んでおり、指定面積は増加傾向にあります。

その結果、少なくとも陸域及び内陸水域の約 20.3%、沿岸域及び海域の約 8.3% が保護地域として保全・管理されています。

目標達成に向けて、生態系ネットワークの考え方や重要海域の選定も踏まえ、引き続き重要地域の保全のための地域の指定や管理を進める必要があります。

主要行動目標 C - 1 - 1

2014 年または 2015 年初頭に予定されている愛知目標の中間評価までに、保全・管理の状況を把握するための手法とそのベースライン及び現状を整理する。(環境省、農林水産省)

陸域及び内陸水域については、自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区、生息地等保護区、保護林、緑の回廊等により保全・管理されている区域のうち、GIS データが得られたものについて、その重複を除いた面積は約 76,800km²、国土面積に対する割合は約 20.3% と整理しています。

沿岸域及び海域については、平成 23 年 5 月に総合海洋政策本部において、海洋保護区に関する我が国の考え方を整理した「我が国における海洋保護区の設定のあり方」が了承されており、わが国の海洋保護区としては、自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区、保護水面、共同漁業権区域、指定海域、沿岸水産資源開発区域等が該当し、その面積は約 369,200km²、領海及び排他的経済水域に対する割合は約 8.3% と整理しています。

主要行動目標 C - 1 - 2

周辺地域との連続性も考慮して、生物多様性の保全に寄与する地域の指定について検討を進めるとともに、その適切な保全・管理を推進する。(環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省)

自然公園法に基づく国立公園・国定公園については平成 22 年 10 月に公表した国立・国定公園総点検事業の結果を踏まえ検討や調整を進め、平成 25 年 5 月に三陸復興国立公園(陸中海岸国立公園を拡張) を指定したほか、平成 25 年度中に慶良間諸島国立公園の新規指定を目指した作業を進めています。

1 また、自然環境保全法に基づく原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域については区域拡張に向
2 けた調査及び現地関係者との調整を実施しています。

3 また、平成 23 年 8 月から平成 25 年 9 月までの間に、文化財保護法に基づく自然的名勝を 5 件、同
4 じく天然記念物を 20 件指定しているほか、地方公共団体等における史跡等保存管理計画の策定や保存
5 整備等に対する補助事業により支援を実施しています。

6 国有林野において、原生的な森林生態系や希少な野生動植物が生息・生育している森林については、
7 厳格な保全・管理を行う「保護林」や野生動植物の移動経路となる「緑の回廊」に設定し、森林や動
8 物等のモニタリング調査等を通じた適切な保全・管理に努めるとともに、植生の保全管理や区域の見
9 直し等を実施しています。

10 都市域においては都市緑地法に基づく特別緑地保全地区や首都圏近郊緑地保全法に基づく近郊緑
11 地特別保全地区の指定を進めており、生物多様性の確保に資する地区の指定とその適切な保全・管理
12 を推進しています。

13 さらに、海洋保護区については、資源管理手法としての効果について国内外の事例を調査すると
14 もに、日本型海洋保護区の浸透に向けた普及啓発を実施しています。

15 引き続き、これらの取組を進め、保全・管理を進めていきます。

16 17 主要行動目標 C - 1 - 3

18 生態系ネットワークの計画手法や実現手法の検討を深め、さまざまな空間レベルにおける計画策
19 定や事業実施に向けた条件整備を進める。また、広域圏レベルにおける生態系ネットワークの方
20 策を検討し、その形成を推進する。(環境省、農林水産省、国土交通省)

21 地域における生態系ネットワークの要となる重要地域の保全・再生のために、地方公共団体等に対
22 して、自然再生推進法に基づく自然再生事業実施計画の策定や実証事業への支援(平成 25 年度までに
23 2 件)、重要生物多様性地域対策への支援(平成 25 年度までに 21 件)等を実施しています。また、国
24 有林野においては、「保護林」を中心とした生態系ネットワークを形成する「緑の回廊」を設定すると
25 ともに、溪流等と一体となった森林については、その連続性を確保することにより、よりきめ細やか
26 な森林生態系ネットワークの形成に努めています。

27 都市においては、都市公園等の整備や特別緑保全地区等の指定等により緑地の保全・再生・創設・
28 管理を進めています。

29 河川においては、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境等の保全・創出を推進すると
30 ともに、地域の多様な主体と連携した生態系ネットワーク形成の取組を進めています。

31 引き続き、これらの取組を進め、広域圏レベルにおける生態系ネットワークの方策検討や形成につ
32 いて推進します。

33 34 主要行動目標 C - 1 - 4

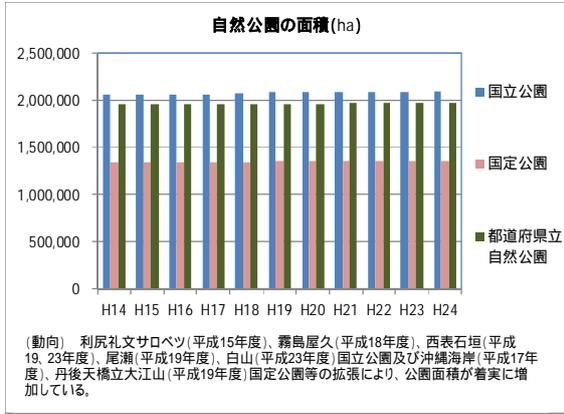
35 海洋保護区の充実及びネットワーク化の推進に資するため、2014 年までに野生生物の生息や繁殖
36 にとって重要な地域などに着目して生物多様性の観点から重要な地域を抽出するとともに、保全
37 の必要性及び方法を検討する。(環境省)

38 平成 23~25 年度において、生物多様性の観点から重要な海域(重要海域)の抽出作業を実施して
39 おり、重要海域の抽出後、その危機要因について検討を行い、保全措置の必要性や方法について検討
40 を行う予定です。

1 関連指標群

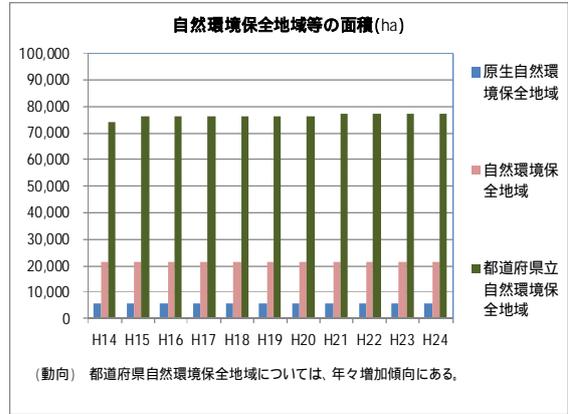
2 自然公園面積

3 (国立公園、国定公園、
4 都道府県立自然公園)

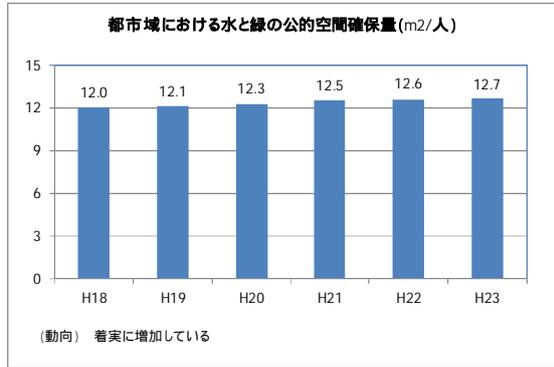


自然環境保全地域等面積

(原生自然環境保全地域、自然環境保全
地域、都道府県自然環境保全地域)

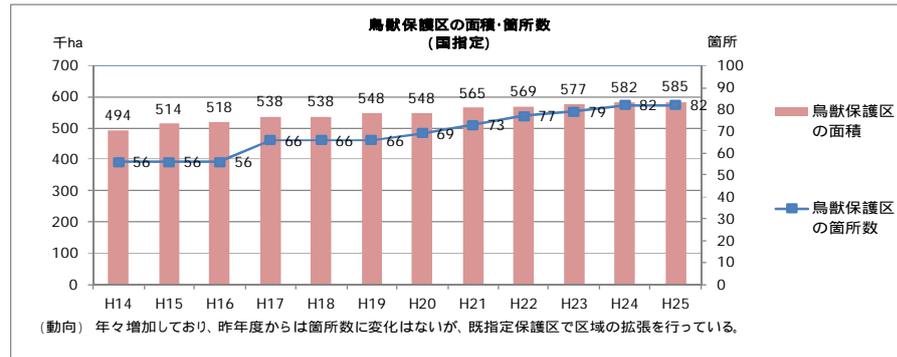


15 都市域における水と緑の公的空間確保量



25 鳥獣保護区面積

26 (国指定鳥獣保護区)

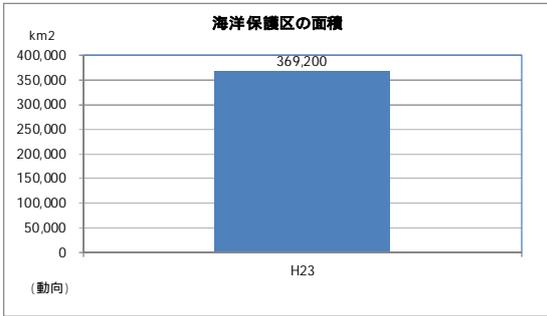


37 (都道府県指定鳥獣保護区)



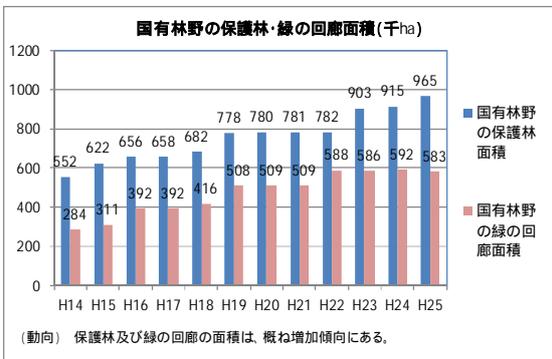
1 海洋保護区面積

2 (自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区、保護水面、共同漁業権区域、指定海域、
3 沿岸水産資源開発区域等)



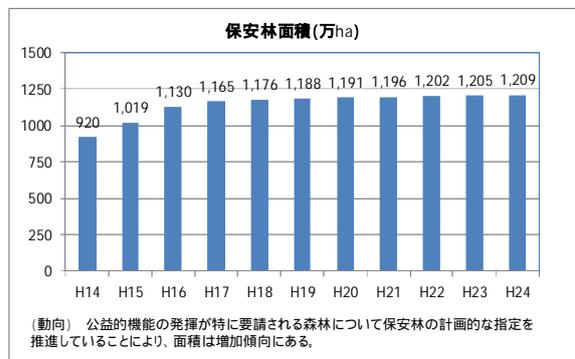
10

12 国有林野の保護林及び緑の回廊面積

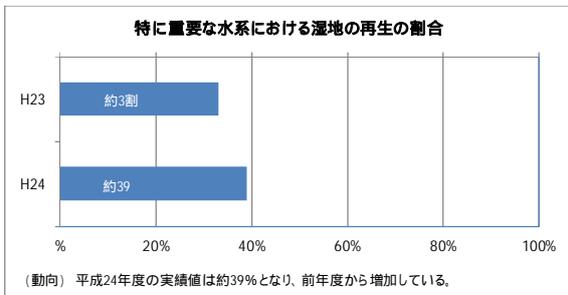


17

12 保安林面積

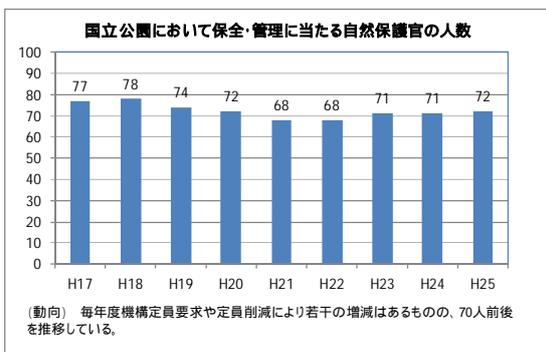


22 特に重要な水系における湿地の再生の割合



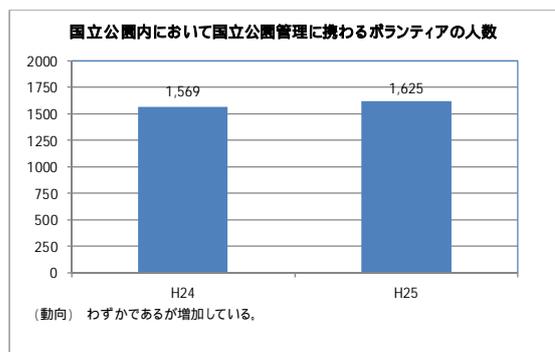
28

31 国立公園において保全・管理に当たる
32 自然保護官の人数



39

31 国立公園内において国立公園管理に
32 携わるボランティアの人数



1 (2) 国別目標 C - 2

2 2012 年版環境省レッドリストにおける既知の絶滅危惧種において、その減少を防止するとともに、
3 新たな絶滅種 (EX) となる種 (長期に発見されていない種について 50 年以上の経過等により判定
4 されるものを除く) が生じない状況が維持され、2020 年までに、最も絶滅のおそれのある種であ
5 る絶滅危惧 A 類 (CR) または絶滅危惧 類 (CR + EN) については、積極的な種の保全や生物多様
6 性の保全に配慮した持続可能な農林水産業の推進による生息・生育基盤の整備などの取組によりラ
7 ンクが下がる種が 2012 年版環境省レッドリストと比べ増加する。また、2020 年までに、社会経済
8 的、文化的に貴重な種を含む作物、家畜及びその野生近縁種の遺伝子の多様性が維持される。
9

10 目標達成に向けて、環境省レッドリストの見直しや国内希少野生動植物種の選定の方針について検
11 討を進めるとともに、保護増殖事業計画の策定や飼育下繁殖個体の野生復帰等、絶滅危惧種に対する
12 各種取組を進めています。また、農業生物資源ジーンバンク事業により、遺伝資源の収集や保存等を
13 進めています。

14
15 主要行動目標 C - 2 - 1

16 2020 年までに、絶滅危惧種の保全の推進に不可欠な知見 (絶滅危惧種の生息・生育の現状や減少
17 要因、保全状況、保全手法・技術等) の集積と各主体間の情報共有及び活用の体制整備を推進す
18 るとともに、絶滅危惧種の状況を的確に反映したレッドリストの整備と定期的な見直しを行う。
19 (環境省)

20 平成 24 年度に第 4 次レッドリスト (陸上生物) を公表しており、概ね 5 年後の次期改定に向けた
21 検討を開始しています。また、海洋生物については平成 28 年度の公表を目指してレッドリストの検討
22 を進めています。

23
24 主要行動目標 C - 2 - 2

25 2020 年までに、特に絶滅のおそれが高い種であり規制による対策効果が高いと考えられる種から
26 優先順位をつけて、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種の指定を着実に推進する。同法に
27 基づく保護増殖事業計画の策定等を通じて保護増殖の取組を推進するとともに、それぞれの種や
28 分類群の特徴に応じた保全手法・技術の改善を図る。(環境省、文部科学省、農林水産省、国土交
29 通省)

30 作成中の「絶滅のおそれのある野生生物の保全戦略」において、保全に取り組む種の優先度の考え
31 方を整理するとともに、国内希少野生動植物種を 2020 年までに新たに 300 種追加指定することを目
32 指すこととしています。

33 また、平成 24 年度に新たに保護増殖事業計画を策定したライチョウを含め、現在、49 種の国内希
34 少野生動植物種について保護増殖事業計画を策定しており、国有林野内においては、生息・生育して
35 いる国内希少野生動植物種の巡視や生息・生育環境の維持・整備等の事業を実施するなど、同計画に
36 基づいた保護増殖事業を全国で展開しています。

37 更に、平成 25 年 6 月には保護増殖事業の円滑な推進に向け、種の保存法を改正したほか、地方公
38 共団体における保護増殖事業計画の策定に対して支援 (平成 25 年度までに 2 件) を行っています。

39 引き続き、希少野生動植物の種の保護管理に必要な事業を推進するとともに、希少性のある水産資
40 源についても保全と持続的利用のあり方を検討します。

1
2 主要行動目標 C - 2 - 3

3 絶滅危惧種の絶滅及び減少の防止のため、地域での合意形成を図りつつ、生息・生育環境の整備
4 を推進する。(農林水産省)

5 国有林野において、生物多様性保全を含めた森林の多面的機能が十分発揮されるよう、計画的な間
6 伐を実施するなど多様な森林の整備・保全を行っています。

7 また、種の保存法に基づく保護増殖事業として、国有林野内において国内希少野生動植物種の生
8 息・生育環境の維持・整備等を実施しています。

9
10 主要行動目標 C - 2 - 4

11 2020 年までに、トキ、ツシマヤマネコ等の絶滅の危険性が極めて高く生息域内における保全の取
12 組のみでは種の存続が困難と考えられる種については、生息域外における保全にも取り組み、そ
13 れにより飼育下で繁殖した個体の野生復帰を推進しながら、生態系の回復や地域社会の活性化を
14 図る。(環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省)

15 トキについては、新潟県佐渡島ほか 5 つの生息域外で飼育繁殖を進めており、個体数は着実に増加
16 しています。佐渡島においては生息環境の整備を進め、飼育下繁殖個体の放鳥を行った結果、平成 25
17 年 9 月末時点で野生下の個体は 98 羽(本州 1 羽を含む)にまで増加しており、野生下における自然繁
18 殖による雛も誕生しています。

19 ツシマヤマネコについては、日本各地の動物園 9 施設の協力を得て飼育個体の分散飼育と繁殖に取り
20 り組んでいます。飼育下繁殖技術の向上・確立のための取組を促進するとともに、長崎県対馬におい
21 て飼育下繁殖個体の野生復帰の技術確立に向けた野生順化関連施設の整備を進めています。

22 また、コウノトリについては、兵庫県において、平成 17 年度に野生復帰を開始し、野生下の個体
23 は順調に増加しており、平成 25 年 9 月時点で 82 羽が野生下で生息しています。

24 文化財の保存・活用の観点も含め、引き続き関係機関が連携して取組を進めていきます。

25
26 主要行動目標 C - 2 - 5

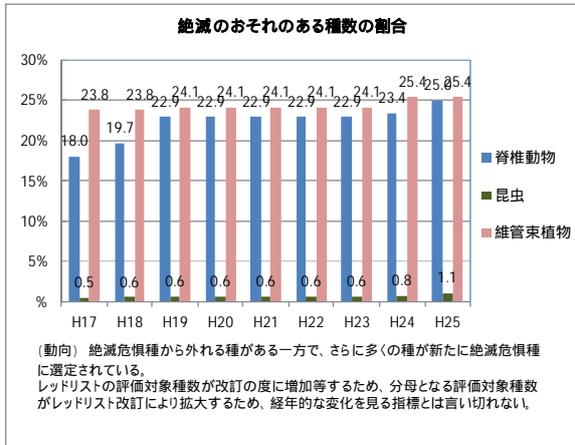
27 作物の遺伝資源については、国内における貴重な遺伝資源の消滅を防ぐため、植物遺伝資源の保
28 全について、連携、補完する保全ネットワークを構築するとともに、災害等に備えた体系的なセ
29 ーフティバックアップ体制の整備を検討する。また、家畜の遺伝資源については、和牛や地鶏、
30 在来馬などのわが国固有の品種を中心に、遺伝的特長を有する多様な育種資源の確保・利用を推
31 進する。(農林水産省)

32 農業生物資源ジーンバンク事業において、広範な遺伝資源(動植物、微生物など)の収集、特性評
33 価、保存及び配布を複数の機関で連携して行っています。

34 また、特に植物遺伝資源については、災害等に備えた国内外の植物遺伝資源の体系的なセーフティ
35 バックアップ体制の整備を検討します。

1 関連指標群

2 脊椎動物、昆虫、維管束植物の各分類群における
3 評価対象種数に対する絶滅のおそれのある種数の割合



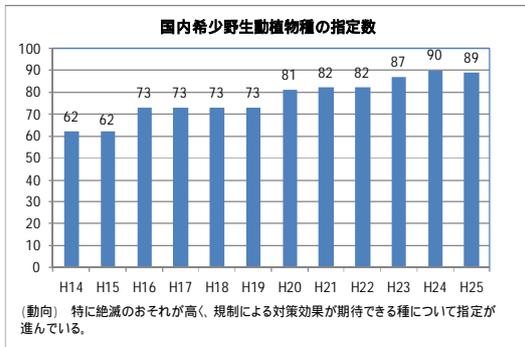
15 環境省レッドリストにおいてランクが
16 下がった種の数

17
18 H24 に 295 種であり、その後新たなデータ
19 はない。

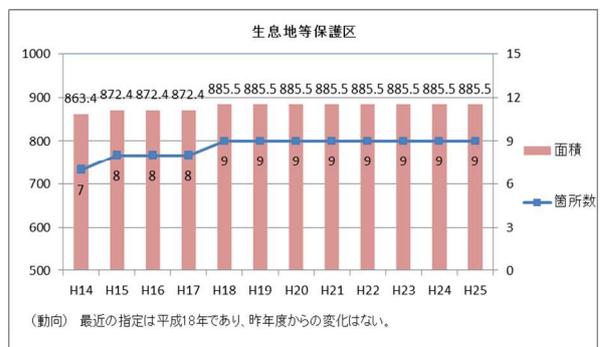
脊椎動物、昆虫、維管束植物の各分類群に
おける生息域外保全の実施されている種数

20 H23 に、脊椎動物は 133 種、
21 昆虫は 4 種、
22 維管束植物は 1,029 種
23 となっており、その後新たなデータはない

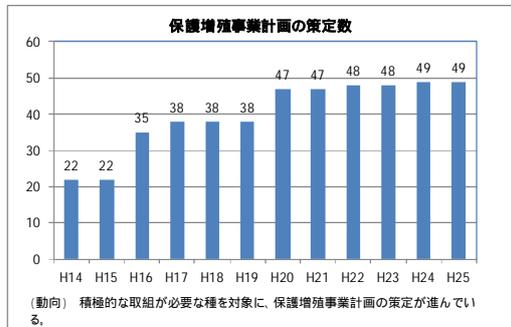
24 国内希少野生動植物種の指定数



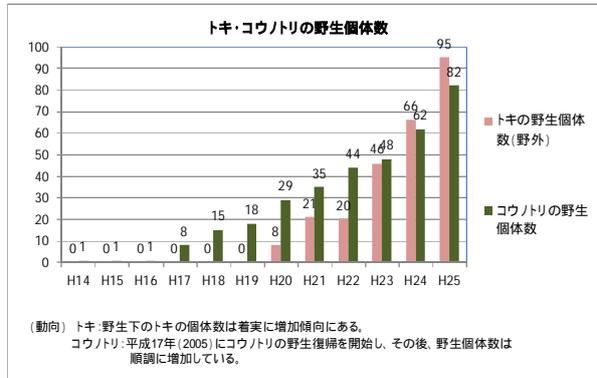
生息地等保護区の箇所数及び面積



保護増殖事業計画の策定数



トキ・コウノトリの野生個体数



ツシマヤマネコについては野生復帰の技術確立を検討している段階である。なお、現存している生息域内の個体群の推定生息数は、最新の調査(2010年代前半)で多くても100頭程度で、前回の2000年代前半とほぼ同じ又はやや減少と推定されている。

4 . 戦略目標D 関連

生物多様性及び生態系サービスから得られる恩恵を強化する。

SATOYAMA イニシアティブなどの取組を通じて、気候変動の緩和と適応への貢献を含め、生物多様性及び生態系サービスから得られる恩恵の強化を図っています。

ただし、生態系の保全と回復の状況を把握するための手法等については引き続き検討が必要です。また、生物多様性及び生態系サービスから得られる恩恵の強化に資するよう、名古屋議定書の早期締結に向けた取組を進めています。

(1) 国別目標D - 1

2020 年までに、生態系の保全と回復を通じ、生物多様性及び生態系サービスから得られる恩恵を、女性や地域社会などのニーズを考慮しつつ、国内外で強化する。特に里地里山における自然資源の持続可能な利用に関する重要性が認識され、各種取組が行われる。

SATOYAMA イニシアティブ国際パートナーシップや SATOYAMA イニシアティブ推進ネットワークの活動を通じて、SATOYAMA イニシアティブを国内外において推進しており、持続的な森林経営や農業振興、里地里山の保全活用、里海づくりが全国で進められています。また、東日本大震災からの復興に向けた「グリーン復興プロジェクト」の推進や生物圏保存地域（ユネスコエコパーク）の仕組みの活用など、様々な形で生物多様性及び生態系サービスから得られる恩恵の強化を図っています。

主要行動目標D - 1 - 1

持続的な森林経営を確立し、多様で健全な森林の整備・保全を推進することで、水源涵養等の多面的機能の発揮を図る。(農林水産省)

間伐等の森林施業とこれと一体となった路網の整備を支援するとともに、森林の公益的機能の発揮が特に求められる保安林の指定や適切な保全・管理等の推進により、森林の有する水源涵養等の多面的機能の発揮を図っています。

平成 24 年度末時点の保安林面積は 1,209 万 ha であり、毎年増加傾向にあります。

主要行動目標D - 1 - 2

農業の持続的な営みを通じて、農村環境の保全・利用と地域資源活用を図る。(農林水産省)

平成 24 年度には、187 万人・団体の参加の下、農地・農業用水等の地域資源の保全管理に係る地域共同活動が実施されています。

主要行動目標D - 1 - 3

生物多様性及び生態系サービスと人間の福利の向上を図る取組である SATOYAMA イニシアティブを国内外において推進する。(環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省)

生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）の機会に発足した「SATOYAMA イニシアティブ国際パートナーシップ」の参加団体は発足当初の 51 団体から 16 カ国の政府を含む合計 155 団体に広がりを見せています。また、同イニシアティブの第 4 回定例会合（平成 25 年 9 月）の機会に、同イニシアティブ

1 プの理念の下、国内関係団体の連携を促進する「SATOYAMA イニシアティブ推進ネットワーク」が、101
2 団体の参加を得て設立されました。

3 国内における里地里山の保全活用に向けて、平成 22 年度に策定した「里地里山保全活用行動計画」
4 に基づき、技術研修会の開催、先進的事例に関する情報共有、保全対象地域の選定方法や保全管理の
5 手引き書などの技術的支援を実施しています。

6 今後は、生物多様性保全上の重要性を考慮した保全活用を推進します。

7

8 主要行動目標 D - 1 - 4

9 東日本大震災からの復興に向け、森・里・川・海のつながりにより育まれてきた自然環境と地域
10 のくらしを後世に伝え、自然の恵みと脅威を学びつつ、それらを活用しながら三陸復興国立公園
11 の創設を核としたグリーン復興プロジェクトを推進し、2013 年までに三陸復興国立公園を指定
12 し、その後段階的に既存の自然公園の国立公園への再編成を推進する。また、生物多様性の保全
13 にも配慮した海岸防災林の復旧・再生を推進する。(環境省、農林水産省)

14

15 平成 25 年 5 月に三陸復興国立公園を創設するとともに、みちのく潮風トレイル(東北太平洋岸自
16 然歩道)の設定や復興エコツーリズムの推進、自然環境のモニタリングの実施など、グリーン復興プ
17 ロジェクトを着実に実施しています。

18 また、東日本大震災の津波により被災した約 140km の海岸防災林のうち、平成 24 年度までに約 50km
19 について復旧・再生に着手しており、平成 25 年度中にはがれき仮置き場等を除く約 100km 全てについ
20 て着手することとしています。

21 引き続き、これらの取組により復興、復旧・再生を推進していきます。

22

23 主要行動目標 D - 1 - 5

24 自然と共生しつつ、人の手を適切に加えることにより里海づくりの取組を実施する。(環境省)

25 多様な魚介類等が生息し、人々がその恩恵を将来にわたり享受できる自然の恵み豊かな里海の創出
26 を支援するため、里海づくりの手引きや全国の実践事例等の情報について、ウェブサイト「里海ネッ
27 ト」で提供しています。

28 また、平成 24 年度に岩手県宮古湾を対象に、アマモ場の再生を中心とした「宮古湾里海復興プラン」
29 を策定しており、平成 25 年度は、里海復興のノウハウ等を取りまとめた「里海復興プラン策定の
30 手引き」を策定する予定です。

31

32 主要行動目標 D - 1 - 6

33 生物圏保存地域(ユネスコエコパーク)の仕組みを活用する新たな施策の展開などの検討を進め
34 る。(文部科学省、農林水産省、環境省)

35

36 平成 25 年 9 月、日本ユネスコ国内委員会第 26 回人間と生物圏(MAB)計画分科会において、生物
37 圏保存地域(ユネスコエコパーク、以下 BR)の新規登録として「只見」(福島県)及び「南アルプス」
38 (山梨県、静岡県及び長野県) 拡張登録として「志賀高原」(長野県及び群馬県)のユネスコへの推
39 薦が決定されました。今後、2014(平成 26)年 6 月にスウェーデンにて開催される第 26 回ユネスコ
40 人間と生物圏(MAB)計画国際調整理事会において、登録・拡張の可否が決定される予定です。

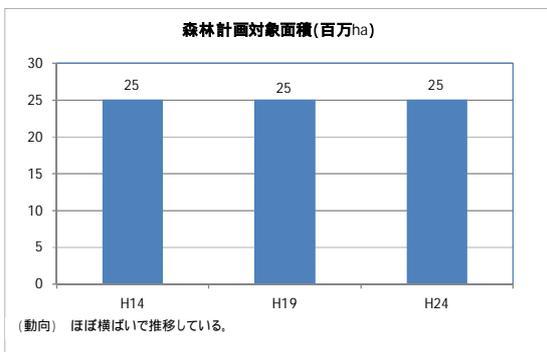
1 また、平成 24 年 7 月に登録された「綾」(宮崎県)においては、町内の全小中学校による、BR を活
2 用した持続可能な地域づくりを担う次世代の育成を目指したユネスコスクールへの申請、照葉樹林の
3 保護・復元等を目指す「綾の照葉樹林プロジェクト」の推進など、地元と連携した取組を進めていま
4 す。

5 さらに、BR について普及啓発を進めるとともに、地域コミュニティが主体の現地協議会へ関係省庁
6 も参画するなど推進体制の整備が図られています。

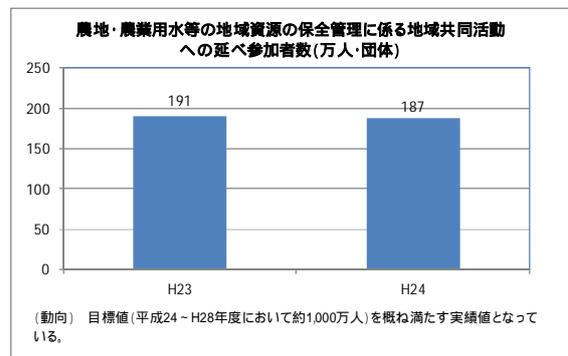
7 今後も BR の活動を推進するとともに、関係省庁が連携し、各地域の取組を支援していきます。

9 関連指標群

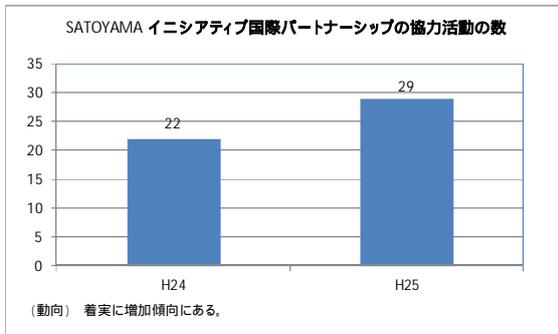
10 森林計画対象面積



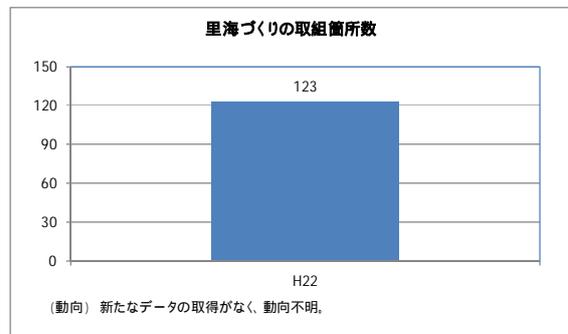
農地・農業用水等の地域制限の保全管理に係る 11 地域共同活動への延べ参加者数



22 SATOYAMA イニシアティブ 23 国際パートナーシップの協力活動の数



24 里海づくりの取組箇所数



1 (2) 国別目標 D - 2

2 2020 年までに、劣化した生態系の少なくとも 15%以上の回復を含む生態系の保全と回復を通じ、
3 生態系の回復能力及び二酸化炭素の貯蔵に対する生物多様性の貢献が強化され、それが気候変動の
4 緩和と適応に貢献する。
5

6 自然再生推進法に基づく自然再生の取組が全国 24 力所、48 万 ha において実施されるなど、全国各
7 地で自然再生の取組や適切な森林施業、緑の回廊の設定が進んでおり、これらの取組を通じて気候変
8 動の緩和や適応に貢献することが期待されます。

9 自然再生推進法による取組箇所数や国有林野の保護林及び緑の回廊面積は増加傾向にあるほか、森
10 林の整備や都市緑化等の推進による吸収源対策も着実に進められています。

11 ただし、生態系の保全と回復の状況を把握するための手法等については引き続き検討が必要です。

12
13 主要行動目標 D - 2 - 1

14 2014 年または 2015 年初頭に予定されている愛知目標の中間評価までに、生態系の保全と回復の状
15 況を把握するための手法及び基準値となるベースラインを確立し、現状を整理する。(環境省、農
16 林水産省)

17 生態系の保全と回復の状況を把握するための手法として、森林面積の推移により生態系の保全の状
18 況について把握するとともに、藻場・干潟の面積及び河川、湖沼、海域、閉鎖性海域における水質の
19 環境基準達成度を利用して生態系の保全と回復の状況を把握することとしました。

20 その結果、森林面積については約 2500 万 ha で安定して推移しています。

21 藻場・干潟の面積及び水質の環境基準達成度については、概ね 1980 年代或いは 1990 年代と比較し
22 て回復が見られます。特に河川、海域、閉鎖性海域などについては、水質の環境基準達成率が概ね 1980
23 年代或いは 1990 年代と比較して 15%以上の回復が見られています。引き続き、これらのデータを用
24 いて、保全や回復の状況を把握していきます。なお、手法については必要に応じて見直すこととして
25 います。

26
27
28 主要行動目標 D - 2 - 2

29 生態系の保全と回復対策を推進し、これにより気候変動の緩和と適応に貢献する対策を推進する。
30 (環境省、農林水産省、国土交通省)

31 平成 25 年 3 月時点で、自然再生推進法に基づく自然再生の取組は、24 力所、48 万 ha に上って
32 り、森林、湿原、草原、サンゴ礁など様々な生態系を対象として全国で自然再生の取組が進められて
33 います。

34 都道府県による自然再生の取組に対して支援を行っており、生物の移動経路の確保など、気候変動
35 への適応に資する効果が期待されます。

36 また、森林の整備や都市緑化等の推進により吸収源対策を行うとともに、海洋生物における炭素固
37 定についての調査研究を進めています。

38 さらに、アジア太平洋地球変動研究ネットワークを通じて、地域における共通の課題に関する研究
39 やワークショップ等を行っています。

40 今後も引き続き森林吸収源対策をはじめとする施策を推進していくとともに、平成 27 年夏頃を目

1 途とした適応計画の策定に向けて、中央環境審議会地球環境部会気候変動影響評価等小委員会におい
 2 て気候変動が日本に与える影響及びリスクの評価についての審議を進めていきます。

3
 4 主要行動目標D - 2 - 3

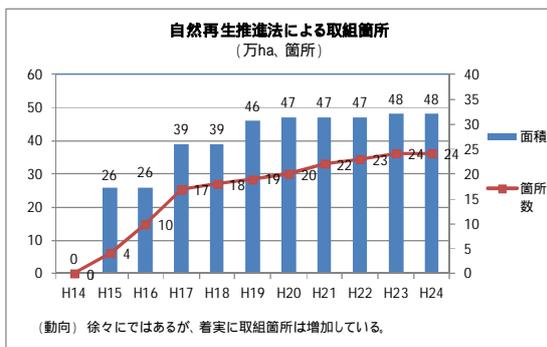
5 森林における間伐等の森林施業の適切な実施等の森林吸収源対策の推進や、野生生物の移動経路
 6 となる緑の回廊の設定等により、気候変動の緩和と適応に貢献する。(農林水産省)

7 「森林・林業基本計画」等に基づき、間伐等の健全な森林の整備、保安林等の適正な管理・保全等
 8 の推進、木材及び木質バイオマス利用の推進等、森林吸収源対策を総合的に推進しています。

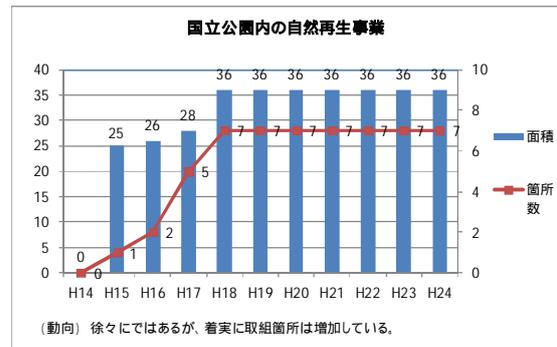
9 また、国有林野において、「保護林」を中心にネットワークを形成する「緑の回廊」を設定し、野
 10 生動植物の生息・生育地を結ぶ移動経路を確保することにより、気候変動にも対応できる健全な森林
 11 生態系の確保を推進しています。平成 25 年 4 月現在、国有林野における保護林は 96 万 5 千 ha、緑の
 12 回廊は 58 万 3 千 ha に上り、概ね増加傾向にあります。

13
 14 関連指標群

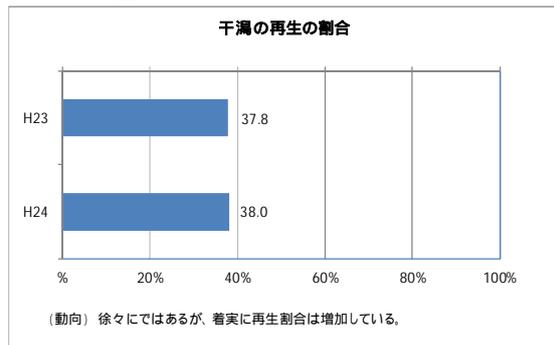
15 自然再生推進法における取組面積・箇所数



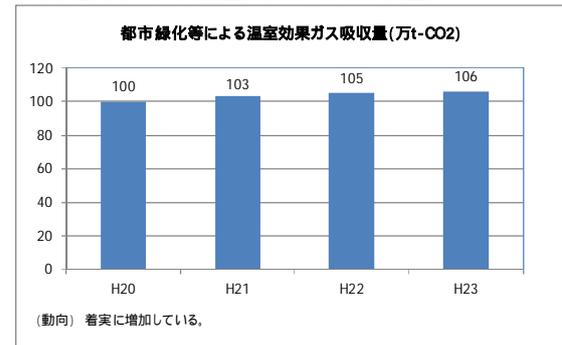
16 国立公園内の自然再生事業面積・箇所数



17
 18
 19
 20
 21
 22
 23
 24 干潟の再生の割合

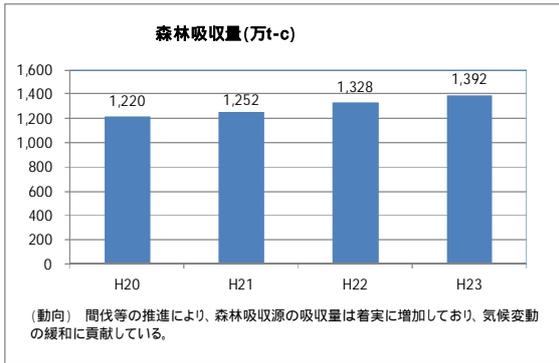


25 都市緑化等による温室効果ガス吸収量



1 森林による二酸化炭素吸収量

2
3
4
5
6
7
8
9

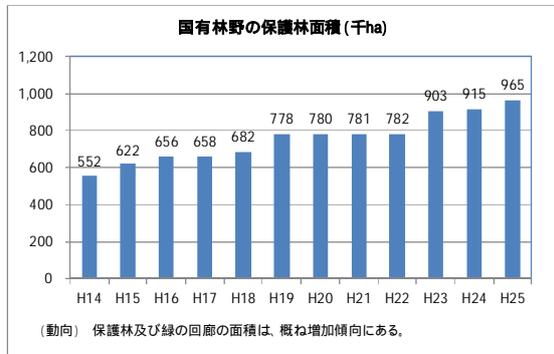


10
11

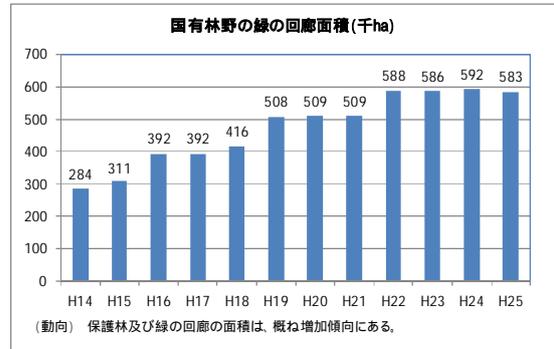
国有林野の保護林及び緑の回廊面積

12 (保護林)

13
14
15
16
17
18
19
20
21



(緑の回廊面積)



1 (3) 国別目標D - 3

2 可能な限り早期に名古屋議定書を締結し、遅くとも 2015 年までに、名古屋議定書に対応する国内
3 措置を実施することを目指す。

4
5 名古屋議定書の早期締結及び国内措置の実施の目標達成に向けては、さまざまな課題があることか
6 ら関係者及び関係省庁により検討を進めています。

7 また、個別目標 16 の世界的な達成に貢献するために、地球環境ファシリティー (GEF) や名古屋議定
8 書実施基金等により途上国を支援しています。

9
10 主要行動目標D - 3 - 1

11 可能な限り早期に名古屋議定書を締結し、遅くとも 2015 年までに遺伝資源の利用を監視するため
12 のチェックポイントの設置や普及啓発等の実施により名古屋議定書の義務を着実に実施する。(環
13 境省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)

14 名古屋議定書の早期締結及び国内措置の実施に向けては、国内措置の具体化をはじめとしてさまざ
15 まな課題があることから、関係者及び関係省庁による検討を進め、とりまとめに向けた合意形成を目
16 指しています。

17 名古屋議定書の締結に必要な国内措置の検討の一環として、環境省では関係する産業界や学術分野
18 の有識者により構成される「名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会」を開催し、我が国にふさ
19 わしい国内措置のあり方に関する意見のとりまとめを行っています。

20 また、関係省庁により名古屋議定書の理解を深めるために、産業界や大学研究者等に対して説明会
21 や意見交換会を開催するなど普及啓発に取り組んでいます。

22 引き続き、関係者及び関係省庁が連携して検討を進めていきます。

23
24 主要行動目標D - 3 - 2

25 個別目標 16 の世界的な達成に貢献するため、地球環境ファシリティー (GEF) や名古屋議定書実
26 施基金等を通じ、議定書の締結を目指す途上国への支援の促進を図る。(外務省、財務省、環境省)

27 名古屋議定書の早期発効や効果的な実施のため、地球環境ファシリティー (GEF) や名古屋議定書
28 実施基金、生物多様性日本基金等を用いて、途上国における国内制度の発展、民間セクターの参画や
29 遺伝資源の保全・持続可能な利用への投資促進、遺伝資源に関連する伝統的知識への適正なアクセス
30 を確保するための原住民社会の能力構築などの支援が図られています。

1 5 . 戦略目標 E 関連

2 生物多様性国家戦略に基づく施策を着実に推進し、その基礎となる科学的基盤を強化し、さらに、
3 生物多様性分野における能力構築を推進する。
4

5 生物多様性国家戦略に基づく施策の進捗状況の点検作業を通じて、その着実な推進を図っています。
6 また、国内において生物多様性関連情報の収集、提供、共有等の体制整備を進めているほか、生物多
7 様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム（IPBES）に対する積極的な参加、
8 貢献、国内体制の整備等により科学的基盤の強化を図っています。

9 さらに、地球環境ファシリティー（GEF）や生物多様性日本基金等を通じた支援により生物多様性分野
10 における能力構築を推進しています。

11
12 （1）国別目標 E - 1

13 生物多様性国家戦略に基づき生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の総合的かつ計
14 画的な推進を図る。また、個別目標 17 の達成に向けた世界的な取組が進展するよう、支援・協力を
15 行う。
16

17 生物多様性国家戦略に基づく施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、最初の総合的な点検作業
18 を実施しており、COP12 における愛知目標の達成状況に関する中間評価の結果も踏まえて生物多様性
19 国家戦略の見直しの必要性について検討します。

20 また、地球環境ファシリティー（GEF）や生物多様性日本基金等を通じて、世界全体での個別目標
21 17 の達成に向けて途上国を支援しています。

22 生物多様性日本基金を通じて技術支援を受けた締約国について、生物多様性国家戦略を改定した国
23 数は着実に増加しています。

24
25 主要行動目標 E - 1 - 1

26 2014 年または 2015 年初頭に予定されている COP12 における愛知目標の達成状況に関する中間評
27 価の結果も踏まえ、必要に応じ 2015 年から 2016 年にかけて生物多様性国家戦略の見直しを実施
28 する。（環境省、内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、
29 農林水産省、経済産業省、国土交通省、防衛省）

30 2014 年 10 月に韓国において開催される COP12 において愛知目標の中間評価が実施される予定であ
31 り、その基礎的な情報となる「第 5 回国別報告書」を作成しています。

32 生物多様性国家戦略の見直しの必要性については、COP12 における愛知目標の達成状況に関する中
33 間評価の結果も踏まえ検討します。
34

35 主要行動目標 E - 1 - 2

36 地球環境ファシリティー（GEF）や生物多様性日本基金等を通じて、世界全体での個別目標 17 の
37 達成に貢献する。（外務省、財務省、環境省）

38 生物多様性日本基金を活用し、世界の地域ごとに愛知目標の達成に向けた国家戦略を改正するた
39 めの能力構築ワークショップを開催しています。平成 25 年 5 月までに世界各地において 22 回のワー
40 ショップが開催され、約 170 カ国の締約国から 700 名以上の政府担当者が参加しており、世界全体で

1 の愛知目標 17 の達成に向けた取組が進められています。

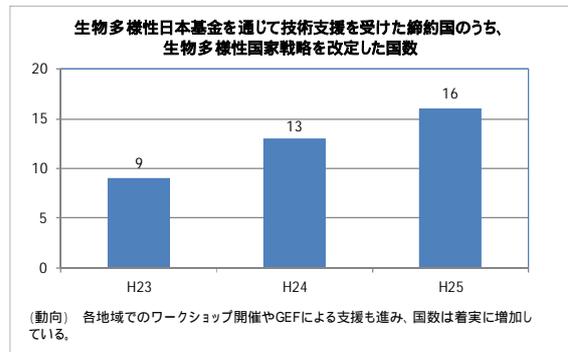
3 関連指標群

4 主要行動目標の実施状況

生物多様性日本基金を通じて技術支援を受けた
締約国のうち、生物多様性国家戦略を改定した
国数

7 平成 25 年に実施状況を点検

8 (動向) 概ね着実に実施されているが、
9 まだ 1 回のみ把握のため、
10 動向は不明



17 (2) 国別目標 E - 2

2020 年までに、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する地域社会の伝統的知識等の尊重が主流化される。また、生物多様性に関する科学的基盤を強化し、科学と政策の結びつきを強化する。さらに、遅くとも 2020 年までに、愛知目標の達成に向け必要な資源（資金、人的資源、技術等）を効果的・効率的に動員する。

23 里地里山の保全活動に際して、伝統的な自然資源の利活用方策を図るなど、地域社会の智恵や技術を再評価し活用する取組を進めています。

25 海洋生物を含む生物多様性関連情報の収集、提供、共有等の体制整備が進んでいるほか、生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム（IPBES）に対して、科学的根拠に基づく効果的、効率的な枠組みとなるよう積極的に参加しています。

28 ただし、わが国における資源動員の把握手法については引き続き検討が必要です。

30 主要行動目標 E - 2 - 1

31 地域の自然特性に応じてつちかわれてきた伝統的生活文化の智恵や資源利用技術を再評価し、継承・活用の促進を図る。(環境省、文部科学省)

33 平成 22 年度に策定した「里地里山保全活用行動計画」に基づき、国内における伝統的な自然資源の利活用方策の事例収集、情報発信を行っています。また、平成 24 年度から里地里山の保全活動において発生する草本質系バイオマス資源の有効活用手法について検討しています。

36 また、適切な保護措置が講じられている重要な文化的景観については文化財保護法に基づき「重要文化的景観」に選定し、その保護に努めています。

39 主要行動目標 E - 2 - 2

40 2020 年までに、自然環境保全基礎調査をはじめとした自然環境データの充実と継続的な更新、速報性の向上を行うとともに、各主体間の連携によるデータの収集・提供・共有等の体制を整備する。(環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省)

1
2 自然環境保全基礎調査の一環として、植生図の整備を進めるとともに、全国約 1000 箇所の地点に
3 おいて日本を代表する各生態系のモニタリング調査を実施しています。

4 また、国有林野に設定した「保護林」や「緑の回廊」において、森林や動物等のモニタリング調査
5 を実施するとともに、河川水辺の国勢調査として魚類や底生動物、動植物プランクトン等の調査を実
6 施しています。

7 さらに、生物多様性に関する情報の収集・公開を行う地球規模生物多様性情報機構（GBIF）におけ
8 る日本ノード（JBIF）の活動を支援することにより、生物多様性関連情報の収集、提供、共有等の体
9 制整備を進めています。

10 11 主要行動目標 E - 2 - 3

12 2020 年までに、海洋生物及び生態系に関する科学的知見の充実を図る。（文部科学省、環境省、国
13 土交通省）

14 海洋生物の生理機能を解明するとともに、海洋生態系を総合的に解明し、環境の変化や漁業活動に
15 よる生態系の影響評価を可能とするモデルの技術開発を実施しています。

16 また、世界最大規模の干潟水槽を用いた調査研究や、自然干潟や造成干潟・藻場における広範な生
17 物調査により、干潟における物質循環や生態系の機能・構造の解明を進め、生物多様性の予測を念頭
18 に置いた数値シミュレーションを開発しています。

19 20 主要行動目標 E - 2 - 4

21 わが国における生物多様性に関する総合的な評価を実施し、愛知目標の達成に向けたわが国の国
22 別目標に関する中間評価を行う。（環境省、外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土
23 交通省）

24 平成 25 年度中に生物多様性国家戦略 2012-2020 の最初の総合的な点検を行うとともに、生物多様
25 性条約に基づく第 5 回国別報告書の作成を行っており、これらの作業の中で、愛知目標の達成に向け
26 たわが国の国別目標に関する評価も行っています。

27 なお、わが国における生物多様性に関する総合的な評価については平成 27 年度までに実施する予
28 定です。

29 30 主要行動目標 E - 2 - 5

31 わが国として IPBES に対して科学的根拠に基づく効果的、効率的な枠組みとなるよう積極的に参
32 加・貢献し、そのための国内体制を整備する。（環境省、農林水産省）

33 平成 24 年 4 月に設立された IPBES に対して、関連会合への参加、専門家派遣を行っているほか、
34 拠出金により IPBES の体制整備や活動内容の協議・調整に貢献しており、「IPBES への先住民及び地域
35 住民の知識体系の貢献に関する専門家ワークショップ」や「IPBES アジア太平洋地域における科学的
36 評価に関するワークショップ」などが開催されています。

37 平成 25 年度から、わが国の生物多様性・生態系サービスの情報基盤の整備、評価及び予測を実施
38 しています。

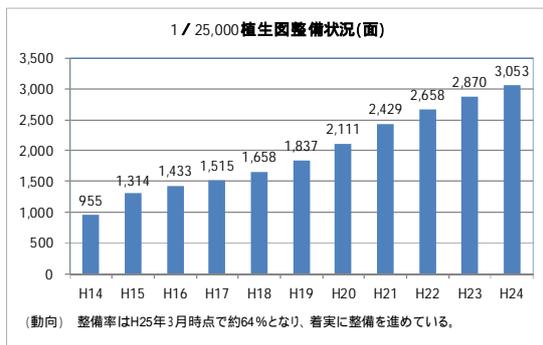
1 主要行動目標 E - 2 - 6

2 COP10 決定に基づき、愛知目標を達成するためのわが国における資源動員状況の把握及び生物多
3 様性条約事務局への報告の体制を整備する。(環境省)

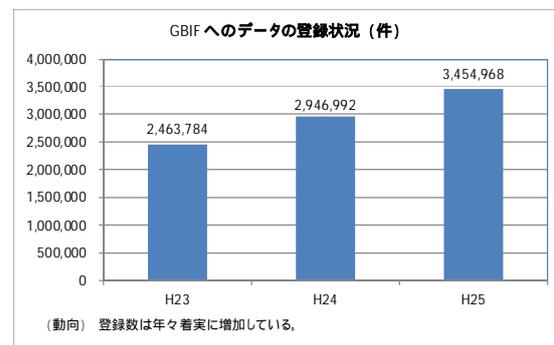
4 平成 24 年 10 月に開催された COP11 において、資源動員に関する暫定的な目標が合意されたことも
5 踏まえ、国際的フォーラムにおける議論へ積極的に参加するとともに、各国における資源動員に関す
6 る方針や方策に関する調査、分析を通じて、わが国における資源動員の把握手法について検討を行っ
7 ています。

8
9 関連指標群

10 1/25,000 植生図整備状況



19 GBIF へのデータの登録状況



(参考) ベースラインの整理結果について

主要行動目標 B-1-1、C-1-1、D-2-1 に定めるベースライン及び現状の整理結果は、以下の通りです。

国別目標 B - 1

2020 年までに、自然生息地の損失速度及びその劣化・分断を顕著に減少させる。

主要行動目標 B - 1 - 1

2014 年又は 2015 年初頭に予定されている愛知目標の中間評価までに、効果的な取組を開始できるよう、自然生息地の損失速度及びその劣化・分断の状況を把握するための手法及び基準値となるベースラインを確立し、現状を整理する。(環境省、農林水産省)

【考え方】

継続的に利用できるデータを考慮して、森林面積、湖沼面積、浅海域の埋立面積、自然海岸の延長を利用して把握することとする。基準値は、愛知目標の決定年である平成 22 年(2010 年)または平成 22 年以前の直近の年の値とするが、年変動のある項目については平成 22 年までの 5 年間の平均値とする。

なお、平成 22 年に環境省が公表した生物多様性総合評価では、特に陸水生態系、沿岸・海洋生態系及び島嶼生態系における生物多様性の損失が大きく、現在も損失が続く傾向にあるとされているが、最新の状況を全国レベルで評価できるデータが限られているため、今後データ整備の状況によって、評価を進める必要がある。また、必要に応じて内容は見直すものとする。

【ベースラインと現状】

- ・森林面積：平成 19 年においては 2,510 万 ha である。
(天然林：1,338 万 ha、人工林：1,035 万 ha、無立木地：121 万 ha、竹林：16 万 ha)
近年、森林面積は大きな変動はなく安定して推移している。
- ・湖沼面積：平成 22 年は 2,356.61km² である。
- ・浅海域の埋立面積：平成 18 年から 22 年までの 5 年間では年平均約 7km² である。
なお、昭和 50 年(1975 年)前後の年間約 50km² をピークに減少している。
- ・自然海岸延長：平成 18 年から 22 年まで 5 年間の平均値では 18,105km と推定される。(環境省試算)

1

国別目標 C - 1

2020 年までに、少なくとも陸域及び内陸水域の 17%、また沿岸及び海域の 10%を適切に保全・管理する。

主要行動目標 C - 1 - 1

2014 年又は 2015 年初頭に予定されている愛知目標の中間評価までに、保全・管理の状況を把握するための手法とそのベースライン及び現状を整理する。(環境省、農林水産省)

2

3 【考え方】

4 「適切に保全・管理する」対象としての「保護地域」の定義は、陸海域における制度の違い等に鑑み、
5 「陸域及び内陸水域」と「沿岸及び海域」に分けて、それぞれ次のとおりとする。

6 なお、「沿岸及び海域」における保護地域(海洋保護区)の定義及び対象地域については、平成 23 年
7 に総合海洋政策本部において了承されている。また、必要に応じて保護地域の定義を見直すとともに、
8 適切に保全・管理された地域に該当する対象についても必要に応じて見直しを検討する。

9 陸域及び内陸水域

10 生物多様性の保全及び生態系サービスの持続可能な利用を目的として、法律又はその他の効果的な
11 手法により管理される明確に特定された区域。

12 沿岸及び海域

13 海洋生態系の健全な構造と機能を支える生物多様性の保全及び生態系サービスの持続可能な利用
14 を目的として、利用形態を考慮し、法律またはその他の効果的な手法により管理される明確に特定さ
15 れた区域。

16

17 【ベースラインと現状】

18 ベースラインは 2011 年度(平成 23 年度)当初とし、現状値は平成 25 年度または入手できる可能な
19 限り最新のデータを用いて算出するものとする。

20

21 対象となる保護地域の面積は次のとおり。

22 陸域及び内陸水域

23 ベースライン：約 76,800km²、国土面積(377,950km²)の約 20.3%

24 点検値：ベースラインと同じ

25 (地理情報が入手可能な区域を重複を除いて試算：自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区、生
26 息地等保護区、保護林、緑の回廊)

27

28 沿岸及び海域

29 ベースライン：約 369,200km²、領海及び排他的経済水域(EEZ)の面積(約 447 万 km²)の約 8.3%

30 点検値：ベースラインと同じ

31 (地理情報が入手可能な区域を重複を除いて試算：自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区、保
32 護水面、共同漁業権区域、沿岸水産資源開発区域・指定海域)

33

34 【保護地域に該当する区域】

35 「保護地域」の対象となる区域は次のとおり整理した。なお、対象とする地域は必要に応じて見直し
36 を図るものとする。また、世界自然遺産地域、ラムサール条約湿地(沿岸及び海域)及び生物圏保存地
37 域(ユネスコエコパーク)については、保護地域の目的に合致するが下記の制度により保護担保措置が

- 1 とられているため、面積計算の対象とはしない。
- 2
- 3 陸域及び内陸水域
- 4 自然公園（自然公園法）：国立公園、国定公園、都道府県立自然公園
- 5 自然海浜保全地区（瀬戸内海環境保全特別措置法）
- 6 自然環境保全地域（自然環境保全法）：原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、
- 7 都道府県自然環境保全地域
- 8 鳥獣保護区（鳥獣保護法）
- 9 生息地等保護区（種の保存法）
- 10 近郊緑地特別保全区域（首都圏近郊緑地保全法、近畿圏の保全区域の整備に関する法律）
- 11 特別緑地保全地区（都市緑地法）
- 12 保護林（国有林野の管理経営に関する法律）
- 13 緑の回廊（国有林野の管理経営に関する法律）
- 14 天然記念物（文化財保護法）
- 15 都道府県が条例で定めるその他保護地域
- 16
- 17 沿岸及び海域
- 18 総合海洋政策本部による「海洋保護区」
- 19 自然公園（自然公園法）
- 20 自然海浜保全地区（瀬戸内海環境保全特別措置法）
- 21 自然環境保全地域（自然環境保全法）
- 22 鳥獣保護区（鳥獣保護法）
- 23 生息地等保護区（種の保存法）
- 24 天然記念物（文化財保護法）
- 25 保護水面（水産資源保護法）
- 26 沿岸水産資源開発区域・指定海域（海洋水産資源開発促進法）
- 27 都道府県・漁業者団体等による各種指定区域（各種根拠制度）
- 28 共同漁業権区域（漁業法）
- 29
- 30
- 31
- 32

1

国別目標 D - 2

2020 年までに、劣化した生態系の少なくとも 15%以上の回復を含む生態系の保全と回復を通じ、生態系の回復能力及び二酸化炭素の貯蔵に対する生物多様性の貢献が強化され、それが気候変動の緩和と適応に貢献する。

主要行動目標 D - 2 - 1

2014 年又は 2015 年初頭に予定されている愛知目標の中間評価までに、生態系の保全と回復の状況を把握するための手法及び基準値となるベースラインを確立し、現状を整理する。(環境省、農林水産省)

2

3 **【考え方】**

4 森林面積の推移により生態系の保全の状況について把握するとともに、藻場・干潟の面積及び、水質
5 の環境基準達成度を利用して生態系の保全と回復の状況を把握する。森林については面積の変化、藻
6 場・干潟の面積については保全・造成及び再生の累計面積、水質については環境基準達成度の 5 年間の
7 平均値で整理する。

8 なお、平成 22 年に環境省が公表した生物多様性総合評価では、特に陸水生態系、沿岸・海洋生態系
9 及び島嶼生態系における生物多様性の損失が大きく、現在も損失が続く傾向にあるとされているが、最
10 新の状況を全国レベルで評価できるデータが限られているため、今後データ整備の状況によって、評価
11 を進める必要がある。また、必要に応じて内容は見直すものとする。

12

13 **【ベースラインと現状】**

- 14 ・森林面積：約 25 百万 ha で安定して推移しており、2007 年においても 2,510 万 ha となっている。
15 ・藻場・干潟の面積：1978 年頃の約 263 千 ha から 20 年間で約 71 千 ha 減少し、約 192 千 ha となった
16 が、2012 年までに約 22 千 ha を保全・造成及び再生し、この間の減少量の 15%以
17 上に達している。
18 ・水質の環境基準達成率
19 河川の BOD：1970 年代の 5 割超から、2006 年～2010 年の平均では 9 割超
20 湖沼の全窒素・全燐：1980 年代後半の約 4 割から、2006 年～2010 年の平均では 5 割弱
21 海域の全窒素・全燐：1990 年代後半の 5 割超から、2006 年～2010 年の平均では 8 割超
22 閉鎖性海域の全窒素・全燐：1990 年代後半の 7 割超から、2006 年～2010 年の平均では約 9 割
23 となっており、湖沼を除いて 15%を超えて大きく改善されている。

24

25